

# 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の 一部改正について

2024年11月20日  
一般社団法人日本STO協会

## 1. 趣旨

令和6年改正金融商品取引法において、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム（PTS）運營業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業の登録により行えることとする制度（以下「登録PTS制度」という。）が創設された。

これを受け本協会では、「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」（日本証券業協会と共管。以下「検討会」という。）において、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」について登録PTS制度に対応した見直しに係る検討を行ってきたところである。

今般、検討会における議論を踏まえ、登録PTS制度に対応した電子記録移転権利等のPTSにおける取引等に関する自主規制規則の整備として、「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

## 2. 骨子

### 1. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の 一部改正

#### (1) 規則表題及び目的

本規則の対象に適用除外電子記録移転権利を含むこととしたことから、規則の表題及び目的の電子記録移転権利を電子記録移転権利等とした。

（規則表題、第1条）

#### (2) 定義

① 本規則の対象としていなかった適用除外電子記録移転権利について、自社顧客型登録PTS運營業務の対象とするため、定義に追加する。

（第2条第1項第2号）

- ② 本規則の対象に登録 PTS を追加することから、従来の PTS 及び関連定義を「認可 PTS」とし、認可 PTS 銘柄取引の定義を新設する。

(第 2 条第 1 項第 3 号から第 5 号、第 7 号から第 10 号)

- ③ 金商法第 30 条第 1 項ただし書きにより、金商法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為を業として行うに際し認可を要せずに運営する私設取引システムに登録 PTS と新たに定義し、認可 PTS 同様、登録 PTS に関連する定義を新設する。

(第 2 条第 1 項第 11 号から第 18 号)

- ④ 登録 PTS 運營業務のうち、登録 PTS 取引正会員の顧客を対象として行うもの又は登録 PTS 取引正会員の顧客及び登録 PTS 運営正会員の顧客を対象として行うものを「取次型登録 PTS 運營業務」と定義する。(第 2 条第 1 項第 19 号)

- ⑤ 登録 PTS 運營業務のうち、登録 PTS 運営正会員の顧客のみを対象として行うものを「自社顧客型登録 PTS 運營業務」と定義する。(第 2 条第 1 項第 20 号)

- ⑥ 発行会社を認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の発行会社と定義する。

(第 2 条第 1 項第 21 号)

### (3) 法令順守

法令順守の対象を、私設取引システムによる電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引とした。(第 3 条)

### (4) 社内規則の制定等

- ① 登録 PTS 運営正会員が登録 PTS 運營業務を行うに当たり作成する社内規則において定めるべき事項を規定する。(第 4 条の 2 第 1 項)

- ② 登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、登録 PTS 運営正会員が社内規則で定める事項を遵守しなければならないこととする。

(第 4 条の 2 第 2 項)

### (5) 業務内容の公表等

登録 PTS 運営正会員は、自社が行う登録 PTS 運營業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法により公表

を行わなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が顧客に説明を行う場合を除く。）。（第 5 条）

#### (6) 登録 PTS 銘柄の適正性審査

登録 PTS 運営正会員が電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の適正性について審査を行うこととし、審査しなければならない事項について定める。（第 6 条の 2）

#### (7) 発行体との契約締結

登録 PTS 運営正会員が電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の発行体との間で契約しなければならない事項について定める。（第 7 条第 2 項）

#### (8) 発行体による適時の情報提供

- ① 発行体が登録 PTS 運営正会員へ適時の情報提供をすべき事項として、登録 PTS 運営正会員が発行体との契約で規定しなければならない事項について定める。（第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項）
- ② 登録 PTS 運営正会員は発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに公衆の縦覧に供しなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が顧客に情報提供した場合を除く。）。（第 8 条の 2 第 3 項）
- ③ 登録 PTS 運営正会員は公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めることとする。（第 8 条の 2 第 4 項）

#### (9) 価格情報の公表等

- ① 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員における価格情報の公表義務及び公表方法並びに登録 PTS 取引正会員への約定価格等提供のための態

勢整備義務について規定する。 (第9条の2第1項、第2項)

- ② 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員及び登録PTS取引正会員における顧客への約定価格等提供のための態勢整備義務について規定する。 (第9条の2第3項)

#### (10) 不公正取引等の防止

登録PTS取引正会員は、登録PTS取引業務を行うに当たり、不公正取引等を防止する態勢を整備しなければならないこととする。 (第10条)

#### (11) 売買審査の実施

① 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄の取引について、社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならないこととする。 (第11条第1項)

② 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、登録PTS取引正会員への注意喚起等の措置を講じなければならないこととする。

(第11条第2項)

③ 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS正運営会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、社内規則に基づき適切な措置を講じなければならないこととする。 (第11条第3項)

#### (12) 売買停止措置

登録PTS運営正会員は、社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならないこととする。 (第12条)

#### (13) 上場有価証券等との誤認防止措置

① 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならないこととする(自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が顧客に説明を行う場合を除く。)。 (第13条第3項)

- ② 登録PTS取引正会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならないこととする。

(第13条第3項)

**(14) 取引公正性の確保**

認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、顧客との間で認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならないこととする。

(第14条)

**(15) 登録PTS運営正会員に対する準用**

登録PTS運營業務のうち、登録PTS取引正会員による媒介等が行われない取引を行う登録PTS運営正会員に付いての準用規定を定める。

(第15条)

**(16) その他**

その他所要の改正を行う。

**3. 施行の時期**

この改正は、令和6年11月21日から施行する。

本件に関するお問合せ先：

一般社団法人日本STO協会 自主規制企画・業務部 (info@jstoa.or.jp)

以 上

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の  
一部改正について

2024年11月20日  
一般社団法人日本STO協会

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、正会員が運営する私設取引システムにおける電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引に関し必要な事項を定めることにより、<u>当該取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び電子記録移転権利等に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 <u>適用除外電子記録移転権利</u> <u>定款第3条第2号に規定する適用除外電子記録移転権利をいう。</u></p> <p>3 <u>認可PTS</u> <u>電子記録移転権利について金融商品取引法(以下「金商法」という。)第30条第1項本文により、金商法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けて運営する私設取引システム(同法第2条第8項第10号に掲げる行為(同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。))による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。)</u>をいう。</p> <p>4 <u>認可PTS銘柄</u> 電子記録移転権利(金融商品取引法施行令第2条の13第8号から第12号に規定する電子記録移転権利に限る。)のうち、正会員が自ら開設する認可PTSにおける取引の対象とするものをいう。</p> <p>5 <u>認可PTS銘柄取引</u></p>	<p><b>第1条</b> この規則は、正会員が運営する私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引に関し必要な事項を定めることにより、<u>電子記録移転権利の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び電子記録移転権利に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> ( 省 略 )</p> <p>1 ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>2 PTS銘柄 電子記録移転権利(金融商品取引法施行令第2条の13第8号から第12号に規定する電子記録移転権利に限る。)のうち、正会員が自ら開設する<u>私設取引システム(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第8項第10号に掲げる行為(同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。))による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。)</u>における取引の対象とするものをいう。 ( 新 設 )</p>

改正後	改正前
<p><u>私設取引システムにおいて行われる認可PTS銘柄の売買をいう。</u></p> <p>6 ( 現行どおり )</p> <p>7 <u>認可PTS運営業務</u> 正会員が自ら開設する<u>認可PTS</u>において<u>認可PTS銘柄取引</u>又はその媒介等を行う業務をいう。</p> <p>8 <u>認可PTS取引業務</u> 正会員が他の正会員の開設する<u>認可PTS</u>において<u>認可PTS銘柄取引</u>若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</p> <p>9 <u>認可PTS運営正会員</u> 私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、<u>認可PTS運営業務</u>を行う正会員をいう。</p> <p>10 <u>認可PTS取引正会員</u> <u>認可PTS取引業務</u>を行う正会員をいう。</p> <p>11 <u>登録PTS</u> <u>金商法第30条第1項ただし書きにより、同法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けずに運営する私設取引システムをいう。</u></p> <p>12 <u>登録PTS銘柄</u> <u>電子記録移転権利（ただし、正会員が第20号で規定する自社顧客型登録PTS運営業務を行う場合に限り、当該自社顧客型登録PTS運営業務においては電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利とする。）のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。</u></p> <p>13 <u>公募登録PTS銘柄</u> <u>登録PTS銘柄のうち、金商法第4条第7項各号に掲げる開示が行われている場合に該当するものをいう。</u></p>	<p>3 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。</p> <p>4 PTS運営業務 正会員が自ら開設する<u>私設取引システム</u>においてPTS銘柄の<u>売買</u>又はその媒介等を行う業務をいう。</p> <p>5 PTS取引業務 正会員が他の正会員の開設する<u>私設取引システム</u>においてPTS銘柄の<u>売買</u>若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</p> <p>6 PTS運営正会員 私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、PTS運営業務を行う正会員をいう。</p> <p>7 PTS取引正会員 PTS取引業務を行う正会員をいう。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>

改正後	改正前
<p>14 <u>登録PTS 銘柄取引</u> <u>登録PTS において行われる登録PTS 銘柄の売買をいう。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>15 <u>登録PTS 運営業務</u> <u>正会員が自ら開設する登録PTS において登録PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>16 <u>登録PTS 取引業務</u> <u>正会員が他の正会員の開設する登録PTS において登録PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>17 <u>登録PTS 運営正会員</u> <u>登録PTS 運営業務を行う正会員をいう。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>18 <u>登録PTS 取引正会員</u> <u>登録PTS 取引業務を行う正会員をいう。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>19 <u>取次型登録PTS 運営業務</u> <u>登録PTS 運営業務のうち、登録PTS 取引正会員の顧客を対象として行うもの又は登録PTS 取引正会員の顧客及び登録PTS 運営正会員の顧客を対象として行うものをいう。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>20 <u>自社顧客型登録PTS 運営業務</u> <u>登録PTS 運営業務のうち、登録PTS 運営正会員の顧客のみを対象として行うものをいう。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>21 発行体 <u>認可PTS 銘柄又は登録PTS 銘柄の発行者（金商法第2条第5項に規定する「発行者」をいう。）をいう。</u></p>	<p>8 発行体 PTS 銘柄の発行者（金商法第2条第5項に規定する「発行者」をいう。）をいう。</p>
<p><b>(法令等の遵守)</b> <b>第3条</b> 正会員は、<u>私設取引システムによる電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</u></p>	<p><b>(法令等の遵守)</b> <b>第3条</b> 正会員は、<u>PTS 運営業務又はPTS 取引業務を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</u></p>
<p><b>(認可PTS 運営会員における社内規則の制定等)</b> <b>第4条</b> <u>認可PTS 運営正会員は、認可PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号</u></p>	<p><b>(社内規則の制定等)</b> <b>第4条</b> <u>PTS 運営正会員は、PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項</u></p>



改正後	改正前
<p>に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。</p> <p>1 <u>認可</u>PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</p> <p>2 <u>認可</u>PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</p> <p>3～6 ( 現行どおり )</p> <p>7 発行体への措置及び<u>認可</u>PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</p> <p>8・9 ( 現行どおり )</p> <p>10 <u>認可</u>PTS 取引正会員に遵守させるべき事項</p> <p>2 <u>認可</u>PTS 取引正会員は、<u>認可</u>PTS 取引業務を行うに当たり、<u>認可</u>PTS 運営正会員が前項第 10 号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p><b>(登録 PTS 運営正会員における社内規則の制定等)</b></p> <p><b>第 4 条の 2</b> <u>登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。</u></p> <p>1 <u>取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員</u> <u>取次型登録 PTS 運営業務に係る以下の事項</u></p> <p>イ <u>登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</u></p> <p>ロ <u>登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</u></p> <p>ハ <u>発行体との契約に関する事項</u></p> <p>ニ <u>適時の情報提供に関する事項</u></p> <p>ホ <u>売買審査の実施に関する事項</u></p> <p>ヘ <u>価格情報の公表等に関する事項</u></p> <p>ト <u>発行体への措置及び登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</u></p> <p>チ <u>受渡決済に関する事項</u></p> <p>リ <u>上場有価証券及び認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項</u></p> <p>ヌ <u>登録 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項</u></p> <p>2 <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員</u> <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務に係る以下の事項 (ただ</u></p>	<p>を定めた社内規則を作成しなければならない。</p> <p>1 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</p> <p>2 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</p> <p>3～6 ( 省 略 )</p> <p>7 発行体への措置及びPTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</p> <p>8・9 ( 省 略 )</p> <p>10 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項</p> <p>2 PTS 取引正会員は、PTS 取引業務を行うに当たり、PTS 運営正会員が前項第 10 号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>( 新 設 )</p>

改正後	改正前
<p><u>し、公募登録 PTS 銘柄を取り扱う場合、ハ、ニ及びトは除く。)</u></p> <p><u>イ 登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</u></p> <p><u>ロ 登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</u></p> <p><u>ハ 発行体との契約に関する事項</u></p> <p><u>ニ 適時の情報提供に関する事項</u></p> <p><u>ホ 売買審査の実施に関する事項</u></p> <p><u>へ 価格情報の提供等に関する事項</u></p> <p><u>ト 発行体への措置に関する事項</u></p> <p><u>チ 登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</u></p> <p><u>リ 受渡決済に関する事項</u></p> <p><u>ヌ 上場有価証券及び認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項</u></p> <p><b>2</b> <u>登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、登録 PTS 運営正会員が前項第 1 号ヌに基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><b>(業務内容の公表等)</b></p> <p><b>第 5 条</b> <u>認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、自社が行う認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が、自社が行う自社顧客型登録 PTS 運営業務の内容について、登録 PTS 銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。</u></p> <p><b>(認可 PTS 銘柄の適正性審査)</b></p> <p><b>第 6 条</b> <u>認可 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第 2 条の 13 第 8 号から第 12 号に規定する電子記録移転権利に限る。以下本条及び第 7 条第 1 項において同じ。）を新たに認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の適正性について、次の各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</u></p>	<p><b>(業務内容の公表)</b></p> <p><b>第 5 条</b> PTS 運営正会員は、自社が行う PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。</p> <p><b>(PTS 銘柄の適正性審査)</b></p> <p><b>第 6 条</b> PTS 運営正会員は、電子記録移転権利を新たに PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の適正性について、次の各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>1～8 ( 現行どおり )</p> <p>9 その他投資者保護の観点から<u>認可</u>PTS運営正会員が必要と認める事項</p> <p><b>(登録PTS銘柄の適正性審査)</b></p> <p><b>第6条の2</b> <u>登録PTS運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利(金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券に該当する場合に限る。以下本条及び第7条第2項において同じ。)</u>を新たに登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の適正性について、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資産の流動化のスキームの合理性、適切性</li> <li>2 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況</li> <li>3 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況</li> <li>4 発行体及び運用会社等の財務状況</li> <li>5 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出を適正に行うための態勢整備の状況(発行体が第6条第1項第1号に該当する者である場合に限る。)</li> <li>6 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を行うための態勢整備の状況(自社顧客型登録PTS運營業務を行う登録PTS運営正会員が電子記録移転権利を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。)</li> <li>7 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと</li> <li>8 当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の権利移転に関する事項</li> <li>9 その他投資者保護の観点から登録PTS運営正会員が必要と認める事項</li> </ol> <p><b>(発行体との契約締結)</b></p> <p><b>第7条</b> <u>認可</u>PTS運営正会員は、電子記録移転権利を新たに<u>認可</u>PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移</p>	<p>1～8 ( 省 略 )</p> <p>9 その他投資者保護の観点からPTS運営正会員が必要と認める事項</p> <p>( 新 設 )</p> <p><b>(発行体との契約締結)</b></p> <p><b>第7条</b> PTS運営正会員は、電子記録移転権利を新たにPTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の</p>

改正後	改正前
<p>転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発行体による認可PTS 運営正会員への適時の情報提供に関する事項</li> <li>2 ( 現行どおり )</li> <li>3 発行体による認可PTS 運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</li> <li>4 発行体による認可PTS 運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</li> <li>5 前各号に掲げる事項のほか、認可PTS 運営正会員の定める規則を遵守する旨</li> </ol> <p><b>2</b> <u>登録PTS 運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利を新たに登録PTS 銘柄に追加する場合（自社顧客型登録PTS 運営業務を行う登録PTS 運営正会員が電子記録移転権利を公募登録PTS 銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>発行体による登録PTS 運営正会員への適時の情報提供に関する事項</u></li> <li>2 <u>発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項（適用除外電子記録移転権利を登録PTS 銘柄に追加する場合を除く。）</u></li> <li>3 <u>発行体による登録PTS 運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</u></li> <li>4 <u>発行体による登録PTS 運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</u></li> <li>5 <u>前各号に掲げる事項のほか、登録PTS 運営正会員の定める規則を遵守する旨</u></li> </ol>	<p>発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発行体によるPTS 運営正会員への適時の情報提供に関する事項</li> <li>2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項</li> <li>3 発行体によるPTS 運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</li> <li>4 発行体によるPTS 運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</li> <li>5 前各号に掲げる事項のほか、PTS 運営正会員の定める規則を遵守する旨 ( 新 設 )</li> </ol>

改正後	改正前
<p><b>(認可 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 認可 PTS 運営正会員は、前条第 1 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による認可 PTS 運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から認可 PTS 運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p> <p>イ 認可 PTS 銘柄について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</p> <p>ロ ( 現行どおり )</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合の他、認可 PTS 運営正会員が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から認可 PTS 運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>ハ 前号ハに該当する場合、認可 PTS 運営正会員が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の認可 PTS 運営正会員に対する情報提供の期限</p> <p>2 認可 PTS 運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 認可 PTS 運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</p> <p><b>(登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供)</b></p> <p><b>第 8 条の 2</b> 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員は、第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による登録 PTS 運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から登録 PTS 運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p>	<p><b>(発行体による適時の情報提供)</b></p> <p><b>第 8 条</b> PTS 運営正会員は、前条の契約において、同条第 1 号により定める発行体による PTS 運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から PTS 運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p> <p>イ PTS 銘柄について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</p> <p>ロ ( 省 略 )</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合の他、PTS 運営正会員が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から PTS 運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>ハ 前号ハに該当する場合、PTS 運営正会員が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の PTS 運営正会員への情報提供の期限</p> <p>2 PTS 運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 PTS 運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</p> <p>( 新 設 )</p>

改正後	改正前
<p><u>イ 登録 PTS 銘柄について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</u></p> <p><u>ロ 登録 PTS 銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第 4 項又は第 27 条の 32 第 3 項に該当した場合</u></p> <p><u>ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>ニ イからハに掲げる場合の他、登録 PTS 運営正会員が必要と認める場合</u></p> <p><u>2 発行体から登録 PTS 運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項</u></p> <p><u>ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容</u></p> <p><u>ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容</u></p> <p><u>ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 発行体の登録 PTS 運営正会員に対する情報提供の期限</u></p> <p><u>2 自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員は、当該自社顧客型登録 PTS 運営業務における第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</u></p> <p><u>1 発行体から登録 PTS 運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 登録 PTS 銘柄について公表等を行った特定証券情報等について、金商法第 27 条の 31 第 4 項又は第 27 条の 32 第 3 項に該当した場合</u></p> <p><u>ロ イに掲げる場合の他、登録 PTS 運営正会員が必要と認める場合</u></p> <p><u>2 発行体から登録 PTS 運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容</u></p> <p><u>ロ 前号ロに該当する場合、登録PTS運営正会員が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限</u></p> <p><b>3</b> <u>登録PTS運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、当該自社顧客型登録PTS運営業務に係る顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。</u></p> <p><b>4</b> <u>登録PTS運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</u></p> <p><b>(認可PTS銘柄の価格情報の公表等)</b></p> <p><b>第9条</b> <u>認可PTS運営正会員は、認可PTS銘柄の約定価格、最終気配（認可PTS運営正会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>認可PTS運営正会員は、認可PTS取引正会員より認可PTS銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>認可PTS取引正会員は、顧客より認可PTS銘柄（当該認可PTS取引正会員が行う認可PTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第2項において同じ。）の約定価格等の提供を求められ</u></p>	<p><b>(価格情報の公表等)</b></p> <p><b>第9条</b> PTS運営正会員は、PTS銘柄の約定価格、最終気配（PTS運営正会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</p> <p><b>2</b> PTS運営正会員は、PTS取引正会員よりPTS銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</p> <p><b>3</b> PTS取引正会員は、顧客よりPTS銘柄（当該PTS取引正会員が行うPTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第2項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速</p>

改正後	改正前
<p>た場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</p> <p><b>(登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等)</b></p> <p><b>第 9 条の 2</b> <u>取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>取次型登録 PTS 業務を行う登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 取引正会員より登録 PTS 銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員及び登録 PTS 取引正会員は、顧客より登録 PTS 銘柄（当該登録 PTS 運営会員が行う当該自社顧客型登録 PTS 運営業務又は当該登録 PTS 取引正会員が行う登録 PTS 取引業務により取引されるものに限る。次条及び第 13 条第 3 項及び第 4 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p> <p><b>(不公正取引等の防止)</b></p> <p><b>第 10 条</b> <u>認可 PTS 取引正会員及び登録 PTS 取引正会員は、認可 PTS 取引業務又は登録 PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 偽装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引</li> <li>2 <u>認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順</u></li> </ol>	<p>やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><b>(不公正取引の防止)</b></p> <p><b>第 10 条</b> PTS 取引正会員は、PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引</u></li> <li>2 偽装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引</li> <li>3 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価</li> </ol>



改正後	改正前
<p>次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引</p> <p>3 <u>他の投資者に相場が自然に形成された</u>と誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引</p> <p><b>2</b> <u>前項各号に掲げる不公正取引のほか、認可PTS取引正会員及び登録PTS取引正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</u></p> <p><b>(売買審査の実施)</b></p> <p><b>第11条</b> <u>認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号又は第4条の2第1項第1号ホ若しくは同項第2号ホにより定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>認可PTS運営正会員又は取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等（前条第1項各号及び第2項に掲げる取引のほか、当該認可PTS運営正会員又は登録PTS運営正会員が不公正取引等と認める取引をいう。以下同じ。）に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員との間で行う認可PTS運営業務又は登録PTS運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、第1項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、第4条の</u></p>	<p>格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引</p> <p>4 <u>他の投資者に相場が自然に形成された</u>と誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引</p> <p>( 新 設 )</p> <p><b>(売買審査の実施)</b></p> <p><b>第11条</b> PTS運営正会員は、PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号により定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。</p> <p><b>2</b> PTS運営正会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引（前条各号に掲げる取引のほか、当該PTS運営正会員が不公正取引と認める取引をいう。）に該当する又は不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行ったPTS取引正会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該PTS取引正会員との間で行うPTS運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>( 新 設 )</p>

改正後	改正前
<p><u>2 第 1 項第 2 号ホにより定めた社内規則に基づき適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>(売買停止措置)</b>  <b>第 12 条</b> <u>認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、第 4 条第 1 項第 7 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ト若しくは同項第 2 号チにより定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>(上場有価証券等との誤認防止措置)</b>  <b>第 13 条</b> <u>認可 PTS 運営正会員は、認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。</u>  <b>2</b> <u>認可 PTS 取引正会員は、認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。</u>  <b>3</b> <u>登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が、当該自社顧客型登録 PTS 運営業務に係る顧客に対して説明を行った場合はこの限りでない。</u>  <b>4</b> <u>登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。</u></p> <p><b>(取引公正性の確保)</b>  <b>第 14 条</b> <u>認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、顧客との間で認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</u></p> <p><b>(PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用)</b>  <b>第 15 条</b> <u>第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 3 項及び第 10 条の規定は、認可 PTS 運営業</u></p>	<p><b>(売買停止措置)</b>  <b>第 12 条</b> PTS 運営正会員は、第 4 条第 1 項第 7 号により定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。</p> <p><b>(上場有価証券との誤認防止措置)</b>  <b>第 13 条</b> PTS 運営正会員は、PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。  <b>2</b> PTS 取引正会員は、PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。  ( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p><b>(PTS 運営正会員に対する準用)</b>  <b>第 14 条</b> 第 9 条第 3 項、第 10 条の規定は、PTS 運営正会員が行う PTS 運営業務</p>

改正後	改正前
<p>務又は登録PTS運營業務のうち、認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員による媒介等が行われない取引を行う認可PTS運営正会員又は登録PTS運営正会員について準用する。この場合において、これらの規定中「認可PTS取引正会員」又は「登録PTS取引正会員」とあるのは「認可PTS運営正会員」又は「登録PTS運営正会員」と、「認可PTS取引業務」又は「登録PTS取引業務」とあるのは「認可PTS運營業務」又は「登録PTS運營業務」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和6年11月21日から施行する。</p>	<p>のうち、PTS取引正会員による媒介等が行われない取引について準用する。この場合において、これらの規定中「PTS取引正会員」とあるのは「PTS運営正会員」と、「PTS取引業務」とあるのは「PTS運營業務」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する  
規則の考え方（ガイドライン）について

令和 5 年 6 月 30 日  
令和 6 年 11 月 21 日（改正）  
一般社団法人日本 STO 協会

※修正部分は下線部

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」（以下「規則」といいます。）の考え方は、以下のとおりです。

（第 1 編：認可 PTS）

**【第 4 条（認可 PTS 運営正会員における社内規則の制定等）関係】**

Q1：認可 PTS 運営正会員が規則第 4 条第 1 項に従い社内規則で定めるべき事項は何か。

A1：規則第 4 条第 1 項第 1 号（認可 PTS 銘柄の適正性の審査）、第 3 号（発行体との契約）、第 4 号（適時の情報提供）、第 5 号（売買審査の実施）、第 6 号（価格情報の公表等）、第 7 号（発行体への措置及び認可 PTS 銘柄の売買停止措置等）及び第 9 号（上場有価証券との誤認防止措置）については、基本的にはそれぞれ規則に対応する規定（第 6 条から第 13 条）及び関連する本ガイドラインの内容を参考に定めることを想定しておりますが、その他、留意すべき事項等は以下のとおりです。

○第 2 号（認可 PTS 銘柄の取扱廃止基準）関係

認可 PTS 銘柄の取扱いを廃止する基準は各認可 PTS 運営正会員によって異なるものと考えられますが、例えば、発行体からの適時の情報提供や法定開示書類の内容により投資家保護上問題のある状況であることが判明した又は発行体と認可 PTS 運営正会員が規則第 7 条の規定に基づき締結した契約について重大な違反があったと認可 PTS 運

営正会員が認めた等の理由により、認可 PTS での流通が適切でなくなったと判断される場合等に取扱廃止基準に該当する旨を規定することが想定されます。

#### ○第4号（適時の情報提供）関係

発行体から認可 PTS 運営正会員への適時の情報提供が必要となる場合及び情報提供の内容を定めるとともに、発行体から適時の情報提供を受けた情報内容を公衆の縦覧に供するまでのプロセスや方法について定めることを想定しております。また、認可 PTS 運営正会員に対しては、規則第8条第3項により公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性確保に努める義務があることを踏まえ、適正性確保の方法に関する事項を社内規則で定めることを想定しております。

#### ○第7号（発行体への措置及び認可 PTS 銘柄の売買停止措置等）関係

発行体において適時の情報提供が行われない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合、認可 PTS 運営正会員が当該発行体に対して改善要請を行うこと、また改善要請を行ったにも関わらず、改善が見られない場合に講ずる措置の内容について、社内規則で定めることを想定しております。具体的な措置としては、例えば以下の事項が考えられます。

1. 適時の情報提供を行っていない発行体名の公表
2. 一定の猶予期間後に取扱廃止となるおそれがある銘柄として指定
3. 取扱廃止

また、有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況に不備その他の不適切な事項があることが判明した場合、認可 PTS 運営正会員は当該銘柄について売買停止措置を講じることやその重大さに応じて取扱廃止とすることを社内規則で定めることが適切であると考えられます。

#### ○第10号（認可 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項）関係

例えば、認可 PTS 運營業務の実施にあたっての取引のルールについて定めることなどが考えられます。

#### 【第5条（業務内容の公表等）関係】

Q1：認可 PTS 運営正会員が自社のウェブサイト等において公表すべき認可 PTS 運営業務の内容にはどのようなものが考えられるか。

A1：投資者が認可 PTS 銘柄の取引を行うに際し、PTS の概要、取引ルールに関する情報及び認可 PTS 銘柄の適正性が確保されていることを確認することが重要であることから、規則第5条では、認可 PTS 運営正会員の業務内容を自社のウェブサイト等で公表することを求めています。具体的には、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(IV-4-2-1②ロ)も踏まえ、例えば以下の事項が考えられます。

1. 認可 PTS 運営正会員の概要
2. 取引ルール（注文、価格及び受渡決済の方法等）
3. 認可 PTS 銘柄の適正性確保に関する事項（審査基準の概要及び審査方法等）

#### 【第6条（認可 PTS 銘柄の適正性審査）関係】

Q1：認可 PTS 運営正会員による認可 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、審査の対象となる銘柄の引受主幹事を担った証券会社の審査結果等を参考にすることはできるか。

A1：規則第6条で定める認可 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、例えば当該銘柄の発行時点から PTS での取引が予定されている場合等には、発行体及び審査の対象となる銘柄の引受主幹事や募集の取扱い時に主導的な役割を担う正会員（以下「引受主幹事等」という。）の同意が得られる場合、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることもできると考えられます。ただし、その場合でも、引受けや募集の取扱いから期間が相当程度経過しており、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q2：規則上、認可 PTS 運営正会員は銘柄ごとに審査を行うことが求められているが、既に（認可 PTS 銘柄の発行体として）審査を行ったことがある発行体の異なる有価証券を追加する場合でも、すべての項目について審査が必要か。

A2：認可 PTS 運営正会員が行う適正性の審査について、既に当該発行体について認可 PTS 銘柄を発行する者として審査したことがある場合であって、共通する審査項目

について審査済みの内容に重要な変更がないことが確認できたときには、一部適正性の審査を省略・簡素化することが考えられます。

ただし、その場合でも重要な変更が行われていないことを確認した証跡などを残す必要がある点に留意すべきと考えられます。

Q3：「電子記録移転権利の権利移転等に関する事項」（第8号）とは何か。

A3：例えば、以下の事項が考えられます。

1. プラットフォームのシステムリスク管理態勢等について

トークンの発行・移転が行われるプラットフォーム等（必要に応じ証券会社やプラットフォームが管理するウォレット等を含む）のシステムリスク管理態勢、サイバーセキュリティ管理体制等が整備されていることを確認することにより、認可 PTS 銘柄取引により電子記録移転権利を取得する顧客の権利が保護される仕組みが整備されているか、確認が必要と考えられます。

2. 認可 PTS 運営正会員における秘密鍵や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の管理方法の対応可能性

電子記録移転権利は、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームや商品ごとのスキームにより権利移転の方法が異なることが想定されます。そのため、認可 PTS 銘柄取引によりプラットフォーム上のトークン移転や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の書き換えが行われ、正常に権利が移転されるか、個別の銘柄ごとに確認が必要と考えられます。

3. トークンに表示される権利の第三者対抗要件の具備について

トークンに表示される権利を譲受人へ移転した後、譲受人が円滑かつ適切に当該権利の第三者対抗要件を具備することができる仕組みになっているか、確認が必要と考えられます。

例えば、トークンに表示された権利が匿名組合の出資持分を表示した電子記録移転権利の場合、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームに係る事業が、産業競争力強化法第11条の2に規定する新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した認定新事業活動として認定を受けている等により、権利の移転に伴って債権譲渡に関する債務者への通知又は承諾が円滑に行われること及び

認可 PTS 銘柄の取引量や取引方法等に照らし、第三者対抗要件を具備することができる仕組みに投資者保護上問題がないことを確認すること等の確認が必要と考えられます。

ただし、過去に同一のプラットフォーム、スキーム及び管理方法による銘柄の適正性審査を実施している場合においては、上記 1 から 3 に記載された事項について、過去の審査時に確認した内容から変更がないことを確認することや変更がある部分について審査することも考えられます。その場合でも、確認内容について記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

Q4：「受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況」（第 4 号）とは具体的にどのような事項を審査すればよいのか。

A4：発行体が、運用会社等及びそのグループ会社との間で、取引行為その他の資産の運用、役員の兼職等を通じて不当に利益を供与又は享受することで、受益者等の利益が不当に損なわれる状況が生じていないかを確認することが考えられます。例えば、発行体から以下の事項について確認した文書を受領する等の方法によることが考えられます。

1. 発行体と運用会社等及びそのグループ会社との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。
2. 発行体又は運用会社等と同一の企業グループに属する受益者等が自己の利益を優先することにより、他の受益者等の利益が不当に損なわれる状況にないこと。

Q5：適正性審査項目について、商品の発行スキーム等により当てはまる事項がない場合には確認は不要としてよいのか。

A5：当てはまる事項がない場合には確認は不要です。

#### 【第 7 条（発行体との契約締結）関係】

Q1：規則第 7 条第 1 号「発行体による認可 PTS 運営正会員への適時の情報提供に関する事項」について留意すべき事項等はあるか。



A1：発行体により認可 PTS 運営正会員に提供される適時の情報提供の内容及び時期に加え、発行体からの情報提供の情報内容について認可 PTS 運営正会員が公衆縦覧を行うこと等について契約に含める必要がある点に留意が必要です。

Q2：規則第7条第4号「発行体による認可 PTS 運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨」についてどのように対応すべきか。

A2：認可 PTS 運営正会員と発行体との契約の条項で、運用会社等の名称及び当該運用会社等の協力を得る旨を明記する必要があります。また、発行体と運用会社等との間の契約において運用会社等が適時の情報提供に関する協力を行う態勢が整っているかを確認することや、運用会社等を含めた3者間の契約を締結することが望ましいと考えられます。

**【第8条（認可 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供）関係】**

Q1：認可 PTS 銘柄において、規則第8条第1項第1号ロに該当するのはどのような場合か。

A1：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

1. 発行体の決定事実

- ① 受益権又は信託の併合又は分割
- ② 資産運用に係る委託契約の締結又はその解約
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体の発生事実

- ① ~~手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分~~
- ①② 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ②③ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 運用会社等の決定事実又は発生事実

上記1. 又は2. の事実が当該認可 PTS 銘柄の運用会社等において生じ、当該

事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該認可 PTS 銘柄に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q2：認可 PTS 銘柄の発行体が上場会社等の場合において、規則第 8 条第 1 項による契約で定める適時の情報提供に関する事項のうち、TDnet において開示されている事項については、発行体から認可 PTS 運営正会員への情報提供を不要とすることはできるか。

A2：認可 PTS 銘柄の発行体が金融商品取引所の上場会社であって、適時の情報提供が必要な事項が TDnet において開示されている場合は、当該発行体が当該情報が TDnet に掲載された旨及びその日付の連絡を認可 PTS 運営正会員に行うことをもって、認可 PTS 運営正会員への情報提供が行われたとみなして差し支えありません。

この場合、認可 PTS 運営正会員は自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容自体を掲載する方法に代えて、自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容は TDnet で閲覧できる旨を注記するとともに TDnet のトップページの URL を掲載する方法により公衆の縦覧に供することが考えられます。

Q3：規則第 8 条第 1 項第 3 号「発行体の認可 PTS 運営正会員に対する情報提供の期限」はどのように定めればよいか。

A3：適時の情報提供の情報内容の公衆縦覧は、法令に基づく臨時報告書による開示や法令諸規則に基づく発行者情報の訂正の内容について、直ちに、投資者に情報提供が行われることを意図しています。実際の期限については商品性等の実態に応じ認可 PTS 運営正会員が発行体との間で取り決めるものですが、例えば毎営業日取引が可能な商品であれば、原則として情報提供が必要となる事由が生じた当日中又は翌日中に情報提供が行われることを想定しています。

なお、上場会社等である発行体が認可 PTS 運営正会員との契約に基づき、適時の情報提供を TDnet において開示されている資料の URL により行う場合でも、上記と同様の考え方による必要がある点に留意が必要です。

Q4：認可 PTS 運営正会員は発行体による適時の情報提供の内容の適正性について、公衆の縦覧に供する前に確認する必要があるか。

A4：規則第 8 条第 3 項の規定は、第 2 項に基づき公衆の縦覧に供した情報について、事後的に確認することにより適正性の確保に努めることを求めるものです。ただし、認可 PTS 運営正会員が情報提供の内容の適正性について、事前に発行体から相談を受けること又は確認をすることを妨げるものではありません。

Q5：発行体の親法人等が上場会社である場合、発行体による適時の情報提供及び認可 PTS 運営正会員による公衆縦覧に当たり、留意すべき点はあるか。

A5：発行体による適時の情報提供の内容が上場会社である親法人等の重要事実該当する場合には、当該親法人等からの公表が行われたことを確認のうえ、認可 PTS 運営正会員による公衆縦覧が行われるよう留意すべきであると考えられます。

Q6：認可 PTS 運営正会員における公衆縦覧の期間はどのように考えればよいか。

A6：商品性や取引の実態に応じた適切な期間を設定いただく必要があります。なお、取引不可能な期間がある銘柄については、投資者への情報提供の観点からは、当該取引不可能期間よりも長い期間を設ける必要があると考えられます。

Q7：規則第 8 条第 2 項による公衆縦覧は、認可 PTS 運営正会員のウェブサイト以外で行うことも可能か。

A7：規則第 8 条第 2 項に規定する「自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）」は自社のウェブサイトに掲載する方法のみに限定されませんが、投資者の利便性の観点から、一覧性をもたせたうえでアクセスしやすい場所とすることが必要です。また、自社のウェブサイト以外に掲載する場合は、自社のウェブサイト上でも掲載場所を案内することが望ましいと考えられます。

#### 【第 9 条（認可 PTS 銘柄の価格情報の公表等）関係】

Q1：規則第 9 条第 1 項に基づき認可 PTS 運営正会員が公表する価格情報（約定価格、

最終気配及び出来高)のうち、約定価格は具体的にはどのようなものが考えられるか。また、前場・後場がある場合等にはそれぞれの価格情報を公表する必要があるか。

A1：約定価格については、いわゆる四本値（始値、終値、高値及び安値）を想定しています。一日の中で取引の時間が分かれている場合でも、公表する価格情報は営業日ごとのもので差し支えありません。なお、一日に一度のみ取引が行われる場合、その価格のみを公表することで差し支えありません。

#### 【第 10 条（不公正取引等の防止）関係】

Q1：規則第 10 条第 1 項第 3 号「他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引」はいわゆる見せ玉を指すのか。

A1：いわゆる見せ玉を指します。「買付け又は売付けを行う等の取引」には注文の取消しや変更も含む点に留意してください。

Q2：規則第 10 条第 2 項「認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引」は、どのような取引を想定しているのか。

A2：例えば、市況の変動又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生等がないにも関わらず、当該認可 PTS 銘柄又は当該登録 PTS 銘柄の通常の取引状況に鑑みて過当とみられる数量・頻度であって、市場の秩序を害すると認められるような取引が想定されます。

なお、通常売買が成立していない銘柄について、取引が発生したことをもって過当と判断するという趣旨ではありません。

#### 【第 12 条（売買停止措置）関係】

Q1：認可 PTS 運営正会員はどのような場合に売買停止を行う必要があるか。

A1：認可 PTS 運営正会員は、社内規則に基づき、適切に売買停止措置を講じる必要がありますが、例えば以下の場合については売買停止措置が必要と考えられます。

1. 認可 PTS 銘柄又はその発行体等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与え

るおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は認可 PTS 運営正会員が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

2. 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合

3. 発行体の有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況等について、不備その他の不適切な事項があることが判明した場合

4. 売買システムの稼働に支障が生じたとき、プラットフォームのシステムの稼働に支障が生じたとき、認可 PTS 運營業務に係る認可 PTS 運営正会員の施設に支障が生じたとき等において、売買を継続して行わせることが困難であると認める場合

5. 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

#### 【第 13 条関係（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】

Q1：規則第 13 条第 1 項に関し、認可 PTS 運営正会員はどのように対応することが考えられるか。

A1：認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことを明示したうえで、例えば、認可 PTS 運営正会員が取引の対象としている上場有価証券と認可 PTS 銘柄で情報の掲載ページを分け、上場有価証券と異なり認可 PTS 運営正会員による審査を経て取扱銘柄とされるものであること、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること等について注意書きを付すといった対応が望ましいと考えられます。

Q2：規則第 13 条第 2 項に関し、認可 PTS 取引正会員はどのように説明を行うことが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。

A2：認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではない旨を記載した契約締結前交付書面等により説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前交付書面の交付を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること等の認可 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前交付書面に記載する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

**【第 15 条（認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用）関係】**

Q1：「認可 PTS 運営業務のうち、認可 PTS 取引正会員による媒介等が行われない取引を行う」とは、どのような場合を想定しているか。

A1：例えば、認可 PTS 運営正会員が認可 PTS 取引正会員ではない機関投資家からの注文を直接受託する場合等を想定しています。

(第2編：登録PTS)

【第2条第1項第12号（登録PTS銘柄）関係】<sup>1</sup>

Q1:登録PTS銘柄に適用除外電子記録移転権利が含まれているのは何故か？また、どのような取引が想定されるのか。

A1:適用除外電子記録移転権利は、電子記録移転権利のうち、適格機関投資家等以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること等、流通性その他の事情を勘案して発行されるものですが、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾があれば財産的価値の移転が行えることとされています。したがって、上記制約のもと取引が可能であることから、登録PTS銘柄の対象としています。なお、この場合、一般投資家を含め広く流通することが想定されていないことから、当該取扱いは自社顧客型登録PTS運営業務に限定しており、認可PTS運営業務はもとより、取次型登録PTS運営業務では取扱えませんので、ご留意ください。

【第4条の2（登録PTS運営正会員における社内規則の制定等）関係】

Q1:登録PTS運営正会員が規則第4条の2第1項に従い社内規則で定めるべき事項は何か。

A1:規則第4条の2第1号イ、第2号イ（登録PTS銘柄の適正性の審査）、第1号ハ、第2号ハ（発行体との契約）、第1号ニ、第2号ニ（適時の情報提供）、第1号ホ、第2号ホ（売買審査の実施）、第1号ヘ（価格情報の公表等）、第2号ヘ（価格情報の提供等）、第1号ト、第2号ト、チ（発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等）及び第1号リ、第2号ヌ（上場有価証券及び認可PTS銘柄との誤認防止措置）については、基本的にはそれぞれ規則に対応する規定（第6条の2から第13条）及び関連する本ガイドラインの内容を参考に定めることを想定しておりますが、その他、留意すべき事項等は以下のとおりです。

<sup>1</sup> \*日証協ガイドラインと異なるQ&Aである。

○ 第1号ロ、第2号ロ（登録PTS銘柄の取扱廃止基準）関係

登録PTS銘柄の取扱いを廃止する基準は各登録PTS運営正会員によって異なるものと考えられますが、例えば、発行体からの適時の情報提供や法定開示書類の内容により投資家保護上問題のある状況であることが判明した又は発行体と登録PTS運営正会員が規則第7条の規定に基づき締結した契約について重大な違反があったと登録PTS運営正会員が認めた等の理由により、PTSでの流通が適切でなくなると判断される場合等に取扱廃止基準に該当する旨を規定することが想定されます。

また、登録PTS銘柄が取引所金融商品市場に上場することとなった場合、当該有価証券は本規則の対象外となることから、取引所金融商品市場に上場する前日までに登録PTS銘柄としての取扱いを廃止する必要があります。

なお、自社顧客型登録PTS運営業務における公募登録PTS銘柄については、発行体からの適時の情報提供や第7条第2項の規定に基づく発行体との契約は不要であることから、当該項目を取扱廃止事由から除くことが考えられます。

○ 第1号ニ、第2号ニ（適時の情報提供）関係

発行体から登録PTS運営正会員への適時の情報提供が必要となる場合及び情報提供の内容を定めるとともに、発行体から適時の情報提供を受けた情報内容を公衆の縦覧に供する又は顧客に提供するまでのプロセスや方法について定めることを想定しております。また、登録PTS運営正会員に対しては、規則第8条の2第4項により公衆の縦覧に供した又は顧客に提供した情報の内容の適正性確保に努める義務があることを踏まえ、適正性確保の方法に関する事項を社内規則で定めることを想定しております。

○ 第1号ト、第2号ト、チ（発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等）関係

発行体において適時の情報提供が行われない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合、登録PTS運営正会員が当該発行体に対して改善要請を行うこと、また改善要請を行ったにも関わらず、改善が見られない場合に講ずる措置の内容に



ついて、社内規則で定めることを想定しております。具体的な措置としては、例えば以下の事項が考えられます。

1. 適時の情報提供を行っていない発行体名の公表
2. 当該発行体の銘柄は適切な情報提供が行われていない可能性がある旨の投資者への注意喚起
3. 取扱廃止

また、有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況に不備その他の不適切な事項があることが判明した場合、登録 PTS 運営正会員は当該銘柄について売買停止措置を講じることやその重大さに応じて取扱廃止とすることを社内規則で定めることが適切であると考えられます。

(備考) 発行体の法定開示書類に係る不備があった場合も売買停止措置や取扱廃止を講じることが社内規則で定めることが適切である。<sup>2</sup>

○ 第1号又（登録 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項）関係

例えば、登録 PTS 運営業務の実施にあたっての取引のルールについて定めるとなどが考えられます。

○ 第2号リ（受渡決済）関係<sup>3</sup>

適用除外電子記録移転権利については、金融商品取引法の規定に基づき譲渡が制限されています。そのような一定の譲渡制限が付された適用除外電子記録移転権利を登録 PTS 銘柄に指定する登録 PTS 運営正会員は、当該適用除外電子記録移転権利の約定から受渡し・決済に至るまでのプロセス（当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾を取得する方法等）について、社内規則で定めることが想定されます。

【第5条（業務内容の公表等）関係】

Q1：登録 PTS 運営正会員が自社のウェブサイト等において公表すべき登録 PTS 運

<sup>2</sup> グレーのマーカを付した（備考）は、本ガイドライン制定に関する考え方を記載したものであり、ガイドライン公表時には削除する。以下同じ。

<sup>3</sup> \* 日証協ガイドラインと異なる Q&A である。

営業務の内容又は自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が登録PTS銘柄取引を行う顧客に対して説明すべき自社顧客型登録PTS運営業務の内容にはどのようなものが考えられるか。

A1：投資者が登録PTS銘柄の取引を行うに際し、PTSの概要、取引ルールに関する情報及び登録PTS銘柄の適正性が確保されていることを確認することが重要であることから、規則第5条では、登録PTS運営正会員の業務内容を自社のウェブサイト等で公表することを求めています。なお、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員にあっては、登録PTS銘柄取引を行う顧客が自社顧客に限定されていることから、自社のウェブサイト等における公表によらず、当該顧客へ説明を行うことも認められます。

公表又は説明すべき登録PTS運営業務の内容としては、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(IV-4-2-1⑤ロf)も踏まえ、例えば以下の事項が考えられます。

(備考) 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が顧客に対して業務内容の説明を行うことで公表は不要である旨の記載を追加。

1. 登録PTS運営正会員の概要
2. 取引ルール（注文及び価格決定の方法等）
3. 登録PTS銘柄の適正性確保に関する事項（審査基準の概要及び審査方法等）

Q2：自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が登録PTS銘柄取引を行う顧客への説明の方法としてはどのような方法が考えられるか。

(備考) 第8回意見照会結果を踏まえ「説明」の方法について例示。

A2：登録PTS運営会員のウェブサイトにおける顧客の本人認証後の専用画面等（以下「マイページ」という。）上において説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、取引を行う前に説明することが考えられます。

#### 【第6条の2（登録PTS銘柄の適正性審査）関係】

Q1：登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員による登録PTS銘柄の適正性審査にあたり、審査の対象となる銘柄の引受主幹事を担った証券会社の審査結果等を

参考にすることはできるか。

(備考) 取次型登録 PTS 運營業務を行う登録 PTS 運営正会員が、自社以外の証券会社が引き受けた有価証券を登録 PTS 銘柄に追加する場合の審査を想定。

A1：規則第 6 条の 2 で定める登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、例えば当該銘柄の発行時点から PTS での取引が予定されている場合等には、発行体及び審査の対象となる銘柄の引受主幹事や募集の取扱い時に主導的な役割を担う協会員（以下「引受主幹事等」という。）の同意が得られる場合、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることもできると考えられます。ただし、その場合でも、引受けや募集の取扱いから期間が相当程度経過しており、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q2：登録 PTS 運営正会員による登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、募集又は私募の取扱い時等に自社が行った引受審査又はデューデリジェンス（審査等）の結果を参照することはできるか。

(備考) 自社で審査等を実施した銘柄を登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該審査等の結果を参照できる旨を明確化。

A2：規則第 6 条の 2 で定める登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、当該銘柄の募集又は私募の取扱い時等に自社が行った審査等の結果を参照することは可能と考えられます。ただし、その場合でも、募集又は私募の取扱い時等から期間が相当程度経過しており、自社が行った審査等の結果を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q3：規則上、登録 PTS 運営正会員は銘柄ごとに審査を行うことが求められているが、既に（登録 PTS 銘柄の発行体として）審査を行ったことがある発行体の異なる有価証券を追加する場合でも、すべての項目について審査が必要か。

A3：登録 PTS 運営正会員が行う適正性の審査について、既に当該発行体について登録 PTS 銘柄を発行する者として審査したことがある場合であって、共通する審査項目について審査済みの内容に重要な変更がないことが確認できたときには、一部適正性の審査を省略・簡素化することが考えられます。

ただし、その場合でも重要な変更が行われていないことを確認した証跡などを残す必要がある点に留意すべきと考えられます。

Q4：「当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の権利移転に関する事項」（第8号）とは何か。

A4：例えば、以下の事項が考えられます。

1. プラットフォームのシステムリスク管理態勢等について

トークンの発行・移転が行われるプラットフォーム等（必要に応じ証券会社やプラットフォームが管理するウォレット等を含む）のシステムリスク管理態勢、サイバーセキュリティ管理体制等が整備されていることを確認することによって、登録PTS 銘柄取引により電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を取得する顧客の権利が保護される仕組みが整備されているか、確認が必要と考えられます。

2. 登録PTS 運営正会員における秘密鍵や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の管理方法の対応可能性

電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利は、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームや商品ごとのスキームにより権利移転の方法が異なることが想定されます。そのため、登録PTS 銘柄取引によりプラットフォーム上のトークン移転や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の書き換えが行われ、正常に権利が移転されるか、個別の銘柄ごとに確認が必要と考えられます。

ただし、過去に同一のプラットフォーム、スキーム及び管理方法による銘柄の適正性審査を実施している場合においては、上記1及び2に記載された事項について、過去の審査時に確認した内容から変更がないことを確認することや変更がある部分について審査することも考えられます。その場合でも、確認内容について記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

Q5：「受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況」（第3号）とは具体的にどのような事項を審査すればよいのか。

A5：発行体が、運用会社等及びそのグループ会社との間で、取引行為その他の資産の運

用、役員の兼職等を通じて不当に利益を供与又は享受することで、受益者等の利益が不当に損なわれる状況が生じていないかを確認することが考えられます。例えば、発行体から以下の事項について確認した文書を受領する等の方法によることが考えられます。

1. 発行体と運用会社等及びそのグループ会社との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。
2. 発行体又は運用会社等と同一の企業グループに属する受益者等が自己の利益を優先することにより、他の受益者等の利益が不当に損なわれる状況にないこと。

Q6：適正性審査項目について、商品の発行スキーム等により当てはまる事項がない場合には確認は不要としてよいか。

A6：当てはまる事項がない場合には確認は不要です。

#### 【第7条（発行体との契約締結）関係】

Q1：規則第7条第2項第1号「発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に関する事項」について留意すべき事項等はあるか。

A1：発行体により登録PTS運営正会員に提供される適時の情報提供の内容及び時期に加え、発行体からの情報提供の情報内容について登録PTS運営正会員が公衆縦覧や顧客への提供を行うこと等について契約に含める必要がある点に留意が必要です。

（備考）公衆縦覧以外（顧客への提供）も認められる旨を明確化。

Q2：規則第7条第2項第4号「発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨」についてどのように対応すべきか。

A2：登録PTS運営正会員と発行体との契約の条項で、運用会社等の名称及び当該運用会社等の協力を得る旨を明記する必要があります。また、発行体と運用会社等との間の契約において運用会社等が適時の情報提供に関する協力を行う態勢が整っているかを確認することや、運用会社等を含めた3者間の契約を締結することが望ましいと

考えられます。

**【第8条の2（登録PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）関係】**

Q1：電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利において、規則第8条の2第1項第1号ハに該当するのはどのような場合か。

A1：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

1. 発行体の決定事実

- ① 受益権又は信託の併合又は分割
- ② 資産運用に係る委託契約の締結又はその解約
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体の発生事実

- ① 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ② 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 運用会社等の決定事実又は発生事実

上記1. 又は2. の事実が当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の運用会社等において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q2：登録PTS銘柄の発行体が上場会社等の場合において、規則第8条の2第1項及び第2項による契約で定める適時の情報提供に関する事項のうち、TDnet において開示されている事項については、発行体から登録PTS運営正会員への情報提供を不要とすることはできるか。

A2：登録PTS銘柄の発行体が金融商品取引所の上場会社であって、適時の情報提供が必要な事項がTDnet において開示されている場合は、当該発行体が当該情報がTDnet に掲載された旨及びその日付の連絡を登録PTS運営正会員に行うことをもつ

て、登録 PTS 運営正会員への情報提供が行われたとみなして差し支えありません。

この場合、登録 PTS 運営正会員は自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容自体を掲載する方法に代えて、自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容は TDnet で閲覧できる旨を注記するとともに TDnet のトップページの URL を掲載する方法により公衆の縦覧に供する又は顧客に情報を提供することが考えられます。

Q5：規則第 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号「発行体の登録 PTS 運営正会員に対する情報提供の期限」はどのように定めればよいか。

A5：適時の情報提供の情報内容の公衆縦覧又は顧客への提供は、法令に基づく臨時報告書による開示や法令諸規則に基づく発行者情報の訂正の内容について、直ちに、投資者に情報提供が行われることを意図しています。実際の期限については商品性等の実態に応じ登録 PTS 運営正会員が発行体との間で取り決めるものですが、例えば毎営業日取引が可能な商品であれば、原則として情報提供が必要となる事由が生じた当日中又は翌日中に情報提供が行われることを想定しています。

なお、上場会社等である発行体が登録 PTS 運営正会員との契約に基づき、適時の情報提供を TDnet において開示されている資料の URL により行う場合でも、上記と同様の考え方による必要がある点に留意が必要です。

Q6：登録 PTS 運営正会員は発行体による適時の情報提供の内容の適正性について、公衆の縦覧に供する又は顧客に提供する前に確認する必要があるか。

A6：規則第 8 条の 2 第 4 項の規定は、第 3 項に基づき公衆の縦覧に供した又は顧客に提供した情報について、事後的に確認することにより適正性の確保に努めることを求めるものです。ただし、登録 PTS 運営正会員が情報提供の内容の適正性について、事前に発行体から相談を受けること又は確認をすることを妨げるものではありません。

Q7：発行体の親法人等が上場会社である場合、発行体による適時の情報提供及び登録 PTS 運営正会員による公衆縦覧又は顧客への情報提供に当たり、留意すべき点はあるか。

A7：発行体による適時の情報提供の内容が上場会社である親法人等の重要事実に該当する場合には、当該親法人等からの公表が行われたことを確認のうえ、登録 PTS 運営正会員による公衆縦覧又は顧客への情報提供が行われるよう留意すべきであると考えられます。

Q8：登録 PTS 運営正会員における公衆縦覧又は顧客への情報提供の期間はどのように考えればよいか。

A8：商品性や取引の実態に応じた適切な期間を設定いただく必要があります。なお、取引不可能な期間がある銘柄については、投資者への情報提供の観点からは、当該取引不可能期間よりも長い期間を設ける必要があると考えられます。

Q9：規則第 8 条の 2 第 3 項による公衆縦覧又は顧客への情報提供は、登録 PTS 運営正会員のウェブサイト以外で行うことも可能か。

A9：規則第 8 条の 2 第 3 項に規定する「自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）」は自社のウェブサイトに掲載する方法のみに限定されませんが、投資者の利便性の観点から、一覧性をもたせうえでアクセスしやすい場所とすることが必要です。また、自社のウェブサイト以外に掲載する場合は、自社のウェブサイト上でも掲載場所を案内することが望ましいと考えられます。

#### 【第 9 条の 2（登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等）関係】

Q1：規則第 9 条の 2 第 1 項に基づき取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が公表する価格情報（約定価格、最終気配及び出来高）のうち、約定価格は具体的にはどのようなものが考えられるか。また、前場・後場がある場合等にはそれぞれの価格情報を公表する必要があるか。

A1：約定価格については、いわゆる四本値（始値、終値、高値及び安値）を想定しています。一日の中で取引の時間が分かれている場合でも、公表する価格情報は営業日ごとのもので差し支えありません。なお、一日に一度のみ取引が行われる場合、その価格のみを公表することで差し支えありません。



Q2：規則第9条の2第1項に基づき取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が公表する価格情報について、取引が成立していない場合はどのような情報を公表することが考えられるか。

A2：取引が成立していない場合は、その旨を表す符号等を表示することが考えられます。また、その場合、直近の約定価格又は最終気配等を当該約定日又は当該最終気配が形成された日付とともに表示することが望ましいと考えられます。

#### **【第10条（不公正取引等の防止）関係】**

Q1：規則第10条第1項第3号「他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引」はいわゆる見せ玉を指すのか。

A1：いわゆる見せ玉を指します。「買付け又は売付けを行う等の取引」には注文の取消しや変更も含む点に留意してください。

Q2：規則第10条第2項「認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引」は、どのような取引を想定しているのか。

A2：例えば、市況の変動又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生等がないにも関わらず、当該認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の通常の取引状況に鑑みて過当とみられる数量・頻度であって、市場の秩序を害すると認められるような取引が想定されます。

なお、通常売買が成立していない銘柄について、取引が発生したことをもって過当と判断するという趣旨ではありません。

#### **【第11条（売買審査の実施）関係】**

Q1：登録PTS運営正会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合に講じる適切な措置として、どのようなことが考えられるか。

A1：登録PTS運営正会員は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（IV－4

－ 2 － 1 ⑤ロ b iii)) において、売買等の審査を行った結果、取引の公正を害し、又は、害するおそれがあると認識した場合は、当該取引を行った顧客に対する注意喚起、当該顧客の私設取引システムにおける取引の停止その他の適切な措置及び、当該認識した内容に関する証券取引等監視委員会及び本協会への報告を行うこととされていることを踏まえ、適切な措置を講じる必要があります。

#### 【第 12 条（売買停止措置）関係】

Q1：登録 PTS 運営正会員はどのような場合に売買停止を行う必要があるか。

A1：登録 PTS 運営正会員は、社内規則に基づき、適切に売買停止措置を講じる必要がありますが、例えば以下の場合については売買停止措置が必要と考えられます。

1. 登録 PTS 銘柄又はその発行体等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は登録 PTS 運営正会員が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合
2. 発行体の有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況等について、不備その他の不適切な事項があることが判明した場合  
(備考) 第 4 条の Q 1 と同様に、例えば、適示の情報提供が課されない自社顧客型登録 PTS における公募登録 PTS 銘柄の発行体においても、法定開示書類に係る不備に対する登録 PTS 運営正会員による措置が必要。
3. 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合
4. 売買システムの稼働に支障が生じたとき、プラットフォームのシステムの稼働に支障が生じたとき、登録 PTS 運営業務に係る登録 PTS 運営正会員の施設に支障が生じたとき等において、売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
5. 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

#### 【第 13 条（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】

Q1：規則第 13 条第 3 項に関し、登録 PTS 運営正会員はどのように対応することが

考えられるか。

A1：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことを明示したうえで、例えば、登録 PTS 運営会員が取引の対象としている上場有価証券と登録 PTS 銘柄で情報の掲載ページを分け、①登録 PTS については、認可 PTS において求められている一部の要件（資本金、システムの二重化等）が法令上求められていない又は緩和されていること、②上場有価証券と異なり登録 PTS 運営会員による審査を経て取扱銘柄とされるものであること、③上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること、④自社顧客型登録 PTS 運営業務における公募登録 PTS 銘柄は、臨時報告書以外に適時の情報提供が行われないこと等について注意書きを付すといった対応が望ましいと考えられます。また、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に対して行う説明の方法については、顧客のマイページ上において説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、顧客が取引を行う前に上記の内容について適切に理解できるよう説明することが考えられます。

（備考）第 5 条同様、第 8 回意見照会結果を踏まえ「説明」の方法について例示。

Q2：規則第 13 条第 4 項に関し、登録 PTS 取引正会員はどのように説明を行うことが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。

A2：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではない旨を記載した契約締結前交付書面等により説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前交付書面の交付を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、前記 A1 の①～④の登録 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前交付書面に記載する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

#### 【第 14 条（取引公正性の確保）関係】

Q1：顧客との間で直接取引を行った登録 PTS 運営会員は、取引価格の算定方法等について、顧客に説明する必要があるか。

A1：顧客との間で直接取引を行った登録 PTS 運営会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、書面や電磁的方法等を用い、その概要について説

明することが適切と考えられます。

**【第 15 条（認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用）関係】**

Q1：「登録 PTS 運営業務のうち、登録 PTS 取引正会員による媒介等が行われない取引を行う」とは、どのような場合を想定しているか。

A1：例えば、取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が登録 PTS 取引正会員ではない機関投資家からの注文を直接受託する場合等を想定しています。

以 上

# 私設取引システムにおける電子記録 移転権利等の取引等に関する規則

## (目的)

**第1条** この規則は、正会員が運営する私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引に関し必要な事項を定めることにより、電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び電子記録移転権利に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 電子記録移転権利

定款第3条第1号に規定する電子記録移転権利をいう。

2 適用除外電子記録移転権利

定款第3条第2号に規定する適用除外電子記録移転権利をいう。

3 認可PTS

電子記録移転権利について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第30条第1項本文により、金商法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けて運営する私設取引システム（同法第2条第8項第10号に掲げる行為（同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。）による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。）をいう。

4 認可PTS銘柄

電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第2条の13第8号から第12号に規定する電子記録移転権利に限る。）のうち、正会員が自ら開設する認可PTSにおける取引の対象とするものをいう。

5 認可PTS銘柄取引

私設取引システムにおいて行われる認可PTS銘柄の売買をいう。

6 媒介等

媒介、取次ぎ又は代理をいう。

7 認可PTS運営業務

正会員が自ら開設する認可PTSにおいて認可PTS銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。

8 認可PTS取引業務

正会員が他の正会員の開設する認可PTSにおいて認可PTS銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。

9 認可PTS運営正会員

私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、認可PTS運営業務を行う正会員をいう。

10 認可PTS取引正会員

認可PTS取引業務を行う正会員をいう。

11 登録PTS

金商法第30条第1項ただし書きにより、同法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けずに運営する私設取引システムをいう。

12 登録PTS銘柄

電子記録移転権利（ただし、正会員が第20号で規定する自社顧客型登録PTS運営業務を行う場合に限り、当該自社顧客型登録PTS運営業務においては電子記録移転権利及び適用除外電子記録

移転権利とする。)のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。

13 公募登録PTS銘柄

登録PTS銘柄のうち、金商法第4条第7項各号に掲げる開示が行われている場合に該当するものをいう。

14 登録PTS銘柄取引

登録PTSにおいて行われる登録PTS銘柄の売買をいう。

15 登録PTS運営業務

正会員が自ら開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。

16 登録PTS取引業務

正会員が他の正会員の開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。

17 登録PTS運営正会員

登録PTS運営業務を行う正会員をいう。

18 登録PTS取引正会員

登録PTS取引業務を行う正会員をいう。

19 取次型登録PTS運営業務

登録PTS運営業務のうち、登録PTS取引正会員の顧客を対象として行うもの又は登録PTS取引正会員の顧客及び登録PTS運営正会員の顧客を対象として行うものをいう。

20 自社顧客型登録PTS運営業務

登録PTS運営業務のうち、登録PTS運営正会員の顧客のみを対象として行うものをいう。

21 発行体

認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の発行者（金商法第2条第5項に規定する「発行者」をいう。）をいう。

**(法令等の遵守)**

**第3条** 正会員は、私設取引システムによる電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

**(社内規則の制定等)**

**第4条** 認可PTS運営正会員は、認可PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 認可PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
  - 2 認可PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
  - 3 発行体との契約に関する事項
  - 4 適時の情報提供に関する事項
  - 5 売買審査の実施に関する事項
  - 6 価格情報の公表等に関する事項
  - 7 発行体への措置及び認可PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
  - 8 受渡決済に関する事項
  - 9 国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券（以下「上場有価証券」という。）との誤認防止措置に関する事項
  - 10 認可PTS取引正会員に遵守させるべき事項
- 2 認可PTS取引正会員は、認可PTS取引業務を行うに当たり、認可PTS運営正会員が前項第10号に基

づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

(登録PTS運営正会員における社内規則の制定等)

**第4条の2** 登録PTS運営正会員は、登録PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員 取次型登録PTS運営業務に係る以下の事項
  - イ 登録PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
  - ロ 登録PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
  - ハ 発行体との契約に関する事項
  - ニ 適時の情報提供に関する事項
  - ホ 売買審査の実施に関する事項
  - ヘ 価格情報の公表等に関する事項
  - ト 発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
  - チ 受渡決済に関する事項
  - リ 上場有価証券及び認可PTS銘柄との誤認防止措置に関する事項
  - ヌ 登録PTS取引正会員に遵守させるべき事項

- 2 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員 自社顧客型登録PTS運営業務に係る以下の事項（ただし、公募登録PTS銘柄を取り扱う場合、ハ、ニ及びトは除く。）

- イ 登録PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
- ロ 登録PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
- ハ 発行体との契約に関する事項
- ニ 適時の情報提供に関する事項
- ホ 売買審査の実施に関する事項
- ヘ 価格情報の提供等に関する事項
- ト 発行体への措置に関する事項
- チ 登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
- リ 受渡決済に関する事項
- ヌ 上場有価証券及び認可PTS銘柄との誤認防止措置に関する事項

- 2 登録PTS取引正会員は、登録PTS取引業務を行うに当たり、登録PTS運営正会員が前項第1号ヌに基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

(業務内容の公表等)

**第5条** 認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、自社が行う認可PTS運営業務又は登録PTS運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、自社が行う自社顧客型登録PTS運営業務の内容について、登録PTS銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。

(認可PTS銘柄の適正性審査)

**第6条** 認可PTS運営正会員は、電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第2条の13第8号から第12号に規定する電子記録移転権利に限る。以下本条及び第7条第1項において同じ。）を新たに認可PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の適正性について、次の各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 発行体が金商法第24条第5項において準用する同条第1項の規定により有価証券報告書（同項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を提出しなければならない者であること

- 2 資産の流動化のスキームの合理性、適切性
- 3 発行体及び運用会社等（当該電子記録移転権利に係る資産運用会社、投資顧問会社等に相当する者をいう。以下同じ。）におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- 4 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
- 5 発行体及び運用会社等の財務状況
- 6 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
- 7 発行体及び運用会社等が反社会的勢力（「定款の施行に関する規則」第13条に規定する反社会的勢力をいう。）との関係を有しないこと
- 8 当該電子記録移転権利の権利移転等に関する事項
- 9 その他投資者保護の観点から認可PTS運営正会員が必要と認める事項

#### （登録PTS銘柄の適正性審査）

**第6条の2** 登録PTS運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利（金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券に該当する場合に限る。以下本条及び第7条第2項において同じ。）を新たに登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の適正性について、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 資産の流動化のスキームの合理性、適切性
- 2 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- 3 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
- 4 発行体及び運用会社等の財務状況
- 5 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第1項第1号に該当する者である場合に限る。）
- 6 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が電子記録移転権利を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）
- 7 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと
- 8 当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の権利移転に関する事項
- 9 その他投資者保護の観点から登録PTS運営正会員が必要と認める事項

#### （発行体との契約締結）

**第7条** 認可PTS運営正会員は、電子記録移転権利を新たに認可PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に関する事項
  - 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項
  - 3 発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
  - 4 発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
  - 5 前各号に掲げる事項のほか、認可PTS運営正会員の定める規則を遵守する旨
- 2** 登録PTS運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利を新たに登録PTS銘柄に追加する場合（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が電子記録移転権利を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記



録移転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項（適用除外電子記録移転権利を登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）
- 3 発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
- 5 前各号に掲げる事項のほか、登録PTS運営正会員の定める規則を遵守する旨

#### （認可PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）

**第8条** 認可PTS運営正会員は、前条第1項の契約において、同項第1号により定める発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から認可PTS運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
    - イ 認可PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
    - ロ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イに掲げる場合を除く。）
    - ハ イ及びロに掲げる場合の他、認可PTS運営正会員が必要と認める場合
  - 2 発行体から認可PTS運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
    - イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項
    - ロ 前号ロに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
    - ハ 前号ハに該当する場合、認可PTS運営正会員が必要と認める事項
  - 3 発行体の認可PTS運営正会員に対する情報提供の期限
- 2 認可PTS運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 認可PTS運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

#### （登録PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）

**第8条の2** 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
  - イ 登録PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
  - ロ 登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合
  - ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）
  - ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営正会員が必要と認める場合
- 2 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
  - イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項

- ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容
  - ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
  - ニ 前号ニに該当する場合、登録PTS運営会員が必要と認める事項
- 3 発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限
- 2 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、当該自社顧客型登録PTS運営業務における第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。
- 1 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
    - イ 登録PTS銘柄について公表等を行った特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合
    - ロ イに掲げる場合の他、登録PTS運営正会員が必要と認める場合
  - 2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
    - イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容
    - ロ 前号ロに該当する場合、登録PTS運営正会員が必要と認める事項
  - 3 発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限
- 3 登録PTS運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、当該自社顧客型登録PTS運営業務に係る顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。
- 4 登録PTS運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

#### （認可PTS銘柄の価格情報の公表等）

- 第9条** 認可PTS運営正会員は、認可PTS銘柄の約定価格、最終気配（認可PTS運営正会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。
- 2 認可PTS運営正会員は、認可PTS取引正会員より認可PTS銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。
- 3 認可PTS取引正会員は、顧客より認可PTS銘柄（当該認可PTS取引正会員が行う認可PTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第2項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

#### （登録PTS銘柄の価格情報の公表等）

- 第9条の2** 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。
- 2 取次型登録PTS業務を行う登録PTS運営正会員は、登録PTS取引正会員より登録PTS銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。
- 3 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員及び登録PTS取引正会員は、顧客より登録PTS銘柄（当該登録PTS運営会員が行う当該自社顧客型登録PTS運営業務又は当該登録PTS取引正会員が行う登録PTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第3項及び第4項において

同じ。)の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

#### (不公正取引等の防止)

**第10条** 認可PTS取引正会員及び登録PTS取引正会員は、認可PTS取引業務又は登録PTS取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

- 1 仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引
  - 2 認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引
  - 3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引
- 2 前項各号に掲げる不公正取引のほか、認可PTS取引正会員及び登録PTS取引正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

#### (売買審査の実施)

**第11条** 認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号又は第4条の2第1項第1号ホ若しくは同項第2号ホにより定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。

- 2 認可PTS運営正会員又は取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等(前条第1項各号及び第2項に掲げる取引のほか、当該認可PTS運営正会員又は登録PTS運営正会員が不公正取引等と認める取引をいう。以下同じ。)に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員との間で行う認可PTS運営業務又は登録PTS運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。
- 3 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、第1項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、第4条の2第1項第2号ホにより定めた社内規則に基づき適切な措置を講じなければならない。

#### (売買停止措置)

**第12条** 認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、第4条第1項第7号又は第4条の2第1項第1号ト若しくは同項第2号チにより定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。

#### (上場有価証券との誤認防止措置)

**第13条** 認可PTS運営正会員は、認可PTS銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。

- 2 認可PTS取引正会員は、認可PTS銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。
- 3 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、当該自社顧客型登録PTS運営業務に係る顧客に対して説明を行った場合はこの

限りでない。

- 4 登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。

**(取引公正性の確保)**

第 14 条 認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、顧客との間で認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

**(PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用)**

第 15 条 第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 3 項及び第 10 条の規定は、認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務のうち、認可 PTS 取引正会員又は登録 PTS 取引正会員による媒介等が行われない取引を行う認可 PTS 運営正会員又は登録 PTS 運営正会員について準用する。この場合において、これらの規定中「認可 PTS 取引正会員」又は「登録 PTS 取引正会員」とあるのは「認可 PTS 運営正会員」又は「登録 PTS 運営正会員」と、「認可 PTS 取引業務」又は「登録 PTS 取引業務」とあるのは「認可 PTS 運営業務」又は「登録 PTS 運営業務」と、それぞれ読み替えるものとする。

**附 則 (2023 年 6 月 20 日決議)**

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則 (2024 年 11 月 12 日決議)**

この規則は、令和 6 年 11 月 21 日から施行する。

私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する  
規則の考え方（ガイドライン）について

令和 5 年 6 月 30 日  
令和 6 年 11 月 21 日（改正）  
一般社団法人日本 STO 協会

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」（以下「規則」といいます。）の考え方は、以下のとおりです。

（第 1 編：認可 PTS）

【第 4 条（認可 PTS 運営正会員における社内規則の制定等）関係】

Q1：認可 PTS 運営正会員が規則第 4 条第 1 項に従い社内規則で定めるべき事項は何か。

A1：規則第 4 条第 1 項第 1 号（認可 PTS 銘柄の適正性の審査）、第 3 号（発行体との契約）、第 4 号（適時の情報提供）、第 5 号（売買審査の実施）、第 6 号（価格情報の公表等）、第 7 号（発行体への措置及び認可 PTS 銘柄の売買停止措置等）及び第 9 号（上場有価証券との誤認防止措置）については、基本的にはそれぞれ規則に対応する規定（第 6 条から第 13 条）及び関連する本ガイドラインの内容を参考に定めることを想定しておりますが、その他、留意すべき事項等は以下のとおりです。

○第 2 号（認可 PTS 銘柄の取扱廃止基準）関係

認可 PTS 銘柄の取扱いを廃止する基準は各認可 PTS 運営正会員によって異なるものと考えられますが、例えば、発行体からの適時の情報提供や法定開示書類の内容により投資家保護上問題のある状況であることが判明した又は発行体と認可 PTS 運営正会員が規則第 7 条の規定に基づき締結した契約について重大な違反があったと認可 PTS 運営正会員が認めた等の理由により、認可 PTS での流通が適切でなくなったと判断される場合等に取扱廃止基準に該当する旨を規定することが想定されます。

#### ○第4号（適時の情報提供）関係

発行体から認可 PTS 運営正会員への適時の情報提供が必要となる場合及び情報提供の内容を定めるとともに、発行体から適時の情報提供を受けた情報内容を公衆の縦覧に供するまでのプロセスや方法について定めることを想定しております。また、認可 PTS 運営正会員に対しては、規則第8条第3項により公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性確保に努める義務があることを踏まえ、適正性確保の方法に関する事項を社内規則で定めることを想定しております。

#### ○第7号（発行体への措置及び認可 PTS 銘柄の売買停止措置等）関係

発行体において適時の情報提供が行われない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合、認可 PTS 運営正会員が当該発行体に対して改善要請を行うこと、また改善要請を行ったにも関わらず、改善が見られない場合に講ずる措置の内容について、社内規則で定めることを想定しております。具体的な措置としては、例えば以下の事項が考えられます。

1. 適時の情報提供を行っていない発行体名の公表
2. 一定の猶予期間後に取扱廃止となるおそれがある銘柄として指定
3. 取扱廃止

また、有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況に不備その他の不適切な事項があることが判明した場合、認可 PTS 運営正会員は当該銘柄について売買停止措置を講じることやその重大さに応じて取扱廃止とすることを社内規則で定めることが適切であると考えられます。

#### ○第10号（認可 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項）関係

例えば、認可 PTS 運営業務の実施にあたっての取引のルールについて定めることなどが考えられます。

#### 【第5条（業務内容の公表等）関係】

Q1：認可 PTS 運営正会員が自社のウェブサイト等において公表すべき認可 PTS 運
---

営業務の内容にはどのようなものが考えられるか。

A1：投資者が認可 PTS 銘柄の取引を行うに際し、PTS の概要、取引ルールに関する情報及び認可 PTS 銘柄の適正性が確保されていることを確認することが重要であることから、規則第 5 条では、認可 PTS 運営正会員の業務内容を自社のウェブサイト等で公表することを求めています。具体的には、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(IV-4-2-1②ロ)も踏まえ、例えば以下の事項が考えられます。

1. 認可 PTS 運営正会員の概要
2. 取引ルール（注文、価格及び受渡決済の方法等）
3. 認可 PTS 銘柄の適正性確保に関する事項（審査基準の概要及び審査方法等）

#### 【第 6 条（認可 PTS 銘柄の適正性審査）関係】

Q1：認可 PTS 運営正会員による認可 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、審査の対象となる銘柄の引受主幹事を担った証券会社の審査結果等を参考にすることはできるか。

A1：規則第 6 条で定める認可 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、例えば当該銘柄の発行時点から PTS での取引が予定されている場合等には、発行体及び審査の対象となる銘柄の引受主幹事や募集の取扱い時に主導的な役割を担う正会員（以下「引受主幹事等」という。）の同意が得られる場合、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることもできると考えられます。ただし、その場合でも、引受けや募集の取扱いから期間が相当程度経過しており、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q2：規則上、認可 PTS 運営正会員は銘柄ごとに審査を行うことが求められているが、既に（認可 PTS 銘柄の発行体として）審査を行ったことがある発行体の異なる有価証券を追加する場合でも、すべての項目について審査が必要か。

A2：認可 PTS 運営正会員が行う適正性の審査について、既に当該発行体について認可 PTS 銘柄を発行する者として審査したことがある場合であって、共通する審査項目について審査済みの内容に重要な変更がないことが確認できたときには、一部適正性の審査を省略・簡素化することが考えられます。

ただし、その場合でも重要な変更が行われていないことを確認した証跡などを残す必要がある点に留意すべきと考えられます。

Q3：「電子記録移転権利の権利移転等に関する事項」（第8号）とは何か。

A3：例えば、以下の事項が考えられます。

1. プラットフォームのシステムリスク管理態勢等について

トークンの発行・移転が行われるプラットフォーム等（必要に応じ証券会社やプラットフォームが管理するウォレット等を含む）のシステムリスク管理態勢、サイバーセキュリティ管理体制等が整備されていることを確認することにより、認可 PTS 銘柄取引により電子記録移転権利を取得する顧客の権利が保護される仕組みが整備されているか、確認が必要と考えられます。

2. 認可 PTS 運営正会員における秘密鍵や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の管理方法の対応可能性

電子記録移転権利は、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームや商品ごとのスキームにより権利移転の方法が異なることが想定されます。そのため、認可 PTS 銘柄取引によりプラットフォーム上のトークン移転や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の書き換えが行われ、正常に権利が移転されるか、個別の銘柄ごとに確認が必要と考えられます。

3. トークンに表示される権利の第三者対抗要件の具備について

トークンに表示される権利を譲受人へ移転した後、譲受人が円滑かつ適切に当該権利の第三者対抗要件を具備することができる仕組みになっているか、確認が必要と考えられます。

例えば、トークンに表示された権利が匿名組合の出資持分を表示した電子記録移転権利の場合、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームに係る事業が、産業競争力強化法第 11 条の 2 に規定する新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した認定新事業活動として認定を受けている等により、権利の移転に伴って債権譲渡に関する債務者への通知又は承諾が円滑に行われること及び認可 PTS 銘柄の取引量や取引方法等に照らし、第三者対抗要件を具備することができる仕組みに投資者保護上問題がないことを確認すること等の確認が必要と考



えられます。

ただし、過去に同一のプラットフォーム、スキーム及び管理方法による銘柄の適正性審査を実施している場合においては、上記1から3に記載された事項について、過去の審査時に確認した内容から変更がないことを確認することや変更がある部分について審査することも考えられます。その場合でも、確認内容について記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

Q4：「受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況」（第4号）とは具体的にどのような事項を審査すればよいのか。

A4：発行体が、運用会社等及びそのグループ会社との間で、取引行為その他の資産の運用、役員の兼職等を通じて不当に利益を供与又は享受することで、受益者等の利益が不当に損なわれる状況が生じていないかを確認することが考えられます。例えば、発行体から以下の事項について確認した文書を受領する等の方法によることが考えられます。

1. 発行体と運用会社等及びそのグループ会社との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。
2. 発行体又は運用会社等と同一の企業グループに属する受益者等が自己の利益を優先することにより、他の受益者等の利益が不当に損なわれる状況にないこと。

Q5：適正性審査項目について、商品の発行スキーム等により当てはまる事項がない場合には確認は不要としてよいのか。

A5：当てはまる事項がない場合には確認は不要です。

#### 【第7条（発行体との契約締結）関係】

Q1：規則第7条第1号「発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に関する事項」について留意すべき事項等はあるか。

A1：発行体により認可PTS運営正会員に提供される適時の情報提供の内容及び時期に加え、発行体からの情報提供の情報内容について認可PTS運営正会員が公衆縦覧を

行うこと等について契約に含める必要がある点に留意が必要です。

Q2：規則第7条第4号「発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨」についてどのように対応すべきか。

A2：認可PTS運営正会員と発行体との契約の条項で、運用会社等の名称及び当該運用会社等の協力を得る旨を明記する必要があります。また、発行体と運用会社等との間の契約において運用会社等が適時の情報提供に関する協力を行う態勢が整っているかを確認することや、運用会社等を含めた3者間の契約を締結することが望ましいと考えられます。

**【第8条（認可PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）関係】**

Q1：認可PTS銘柄において、規則第8条第1項第1号ロに該当するのはどのような場合か。

A1：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

1. 発行体の決定事実

- ① 受益権又は信託の併合又は分割
- ② 資産運用に係る委託契約の締結又はその解約
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

2. 発行体の発生事実

- ① 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ② 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

3. 運用会社等の決定事実又は発生事実

上記1. 又は2. の事実が当該認可PTS銘柄の運用会社等において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該認可PTS銘柄に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q2：認可 PTS 銘柄の発行体が上場会社等の場合において、規則第 8 条第 1 項による契約で定める適時の情報提供に関する事項のうち、TDnet において開示されている事項については、発行体から認可 PTS 運営正会員への情報提供を不要とすることはできるか。

A2：認可 PTS 銘柄の発行体が金融商品取引所の上場会社であって、適時の情報提供が必要な事項が TDnet において開示されている場合は、当該発行体が当該情報が TDnet に掲載された旨及びその日付の連絡を認可 PTS 運営正会員に行うことをもって、認可 PTS 運営正会員への情報提供が行われたとみなして差し支えありません。

この場合、認可 PTS 運営正会員は自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容自体を掲載する方法に代えて、自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容は TDnet で閲覧できる旨を注記するとともに TDnet のトップページの URL を掲載する方法により公衆の縦覧に供することが考えられます。

Q3：規則第 8 条第 1 項第 3 号「発行体の認可 PTS 運営正会員に対する情報提供の期限」はどのように定めればよいか。

A3：適時の情報提供の情報内容の公衆縦覧は、法令に基づく臨時報告書による開示や法令諸規則に基づく発行者情報の訂正の内容について、直ちに、投資者に情報提供が行われることを意図しています。実際の期限については商品性等の実態に応じ認可 PTS 運営正会員が発行体との間で取り決めるものですが、例えば毎営業日取引が可能な商品であれば、原則として情報提供が必要となる事由が生じた当日中又は翌日中に情報提供が行われることを想定しています。

なお、上場会社等である発行体が認可 PTS 運営正会員との契約に基づき、適時の情報提供を TDnet において開示されている資料の URL により行う場合でも、上記と同様の考え方による必要がある点に留意が必要です。

Q4：認可 PTS 運営正会員は発行体による適時の情報提供の内容の適正性について、公衆の縦覧に供する前に確認する必要があるか。

A4：規則第 8 条第 3 項の規定は、第 2 項に基づき公衆の縦覧に供した情報について、事

後的に確認することにより適正性の確保に努めることを求めるものです。ただし、認可 PTS 運営正会員が情報提供の内容の適正性について、事前に発行体から相談を受けること又は確認をすることを妨げるものではありません。

Q5：発行体の親法人等が上場会社である場合、発行体による適時の情報提供及び認可 PTS 運営正会員による公衆縦覧に当たり、留意すべき点はあるか。

A5：発行体による適時の情報提供の内容が上場会社である親法人等の重要事実に該当する場合には、当該親法人等からの公表が行われたことを確認のうえ、認可 PTS 運営正会員による公衆縦覧が行われるよう留意すべきであると考えられます。

Q6：認可 PTS 運営正会員における公衆縦覧の期間はどのように考えればよいか。

A6：商品性や取引の実態に応じた適切な期間を設定いただく必要があります。なお、取引不可能な期間がある銘柄については、投資者への情報提供の観点からは、当該取引不可能期間よりも長い期間を設ける必要があると考えられます。

Q7：規則第 8 条第 2 項による公衆縦覧は、認可 PTS 運営正会員のウェブサイト以外で行うことも可能か。

A7：規則第 8 条第 2 項に規定する「自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）」は自社のウェブサイトに掲載する方法のみに限定されませんが、投資者の利便性の観点から、一覧性をもたせたうえでアクセスしやすい場所とすることが必要です。また、自社のウェブサイト以外に掲載する場合は、自社のウェブサイト上でも掲載場所を案内することが望ましいと考えられます。

#### 【第 9 条（認可 PTS 銘柄の価格情報の公表等）関係】

Q1：規則第 9 条第 1 項に基づき認可 PTS 運営正会員が公表する価格情報（約定価格、最終気配及び出来高）のうち、約定価格は具体的にはどのようなものが考えられるか。また、前場・後場がある場合等にはそれぞれの価格情報を公表する必要があるか。

A1：約定価格については、いわゆる四本値（始値、終値、高値及び安値）を想定しています。一日の中で取引の時間が分かれている場合でも、公表する価格情報は営業日ごとのもので差し支えありません。なお、一日に一度のみ取引が行われる場合、その価格のみを公表することで差し支えありません。

#### 【第 10 条（不公正取引等の防止）関係】

Q1：規則第 10 条第 1 項第 3 号「他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引」は、いわゆる見せ玉を指すのか。

A1：いわゆる見せ玉を指します。「買付け又は売付けを行う等の取引」には注文の取消しや変更も含む点に留意してください。

Q2：規則第 10 条第 2 項「認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引」は、どのような取引を想定しているのか。

A2：例えば、市況の変動又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生等がないにも関わらず、当該認可 PTS 銘柄又は当該登録 PTS 銘柄の通常取引状況に鑑みて過当とみられる数量・頻度であって、市場の秩序を害すると認められるような取引が想定されます。

なお、通常売買が成立していない銘柄について、取引が発生したことをもって過当と判断するという趣旨ではありません。

#### 【第 12 条（売買停止措置）関係】

Q1：認可 PTS 運営正会員はどのような場合に売買停止を行う必要があるか。

A1：認可 PTS 運営正会員は、社内規則に基づき、適切に売買停止措置を講じる必要がありますが、例えば以下の場合については売買停止措置が必要と考えられます。

1. 認可 PTS 銘柄又はその発行体等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は認可 PTS 運営正会員が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

2. 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他  
売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないとする場合
3. 発行体の有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況等について、  
不備その他の不適切な事項があることが判明した場合
4. 売買システムの稼働に支障が生じたとき、プラットフォームのシステムの稼働に  
支障が生じたとき、認可 PTS 運営業務に係る認可 PTS 運営正会員の施設に支障が  
生じたとき等において、売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
5. 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

**【第 13 条関係（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】**

Q1：規則第 13 条第 1 項に関し、認可 PTS 運営正会員はどのように対応することが  
考えられるか。

A1：認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことを明示したうえで、例えば、認可 PTS  
運営正会員が取引の対象としている上場有価証券と認可 PTS 銘柄で情報の掲載ペー  
ジを分け、上場有価証券と異なり認可 PTS 運営正会員による審査を経て取扱銘柄と  
されるものであること、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがある  
こと等について注意書きを付すといった対応が望ましいと考えられます。

Q2：規則第 13 条第 2 項に関し、認可 PTS 取引正会員はどのように説明を行うこと  
が考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。

A2：認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではない旨を記載した契約締結前交付書面等により  
説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前交付書面の交付  
を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること等の認可  
PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前交付書面に記載する等の適切  
な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

**【第 15 条（認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用）関係】**

Q1：「認可 PTS 運営業務のうち、認可 PTS 取引正会員による媒介等が行われない取

引を行う」とは、どのような場合を想定しているか。

A1：例えば、認可 PTS 運営正会員が認可 PTS 取引正会員ではない機関投資家からの注文を直接受託する場合等を想定しています。

(第2編：登録PTS)

【第2条第1項第12号（登録PTS銘柄）関係】

Q1:登録PTS銘柄に適用除外電子記録移転権利が含まれているのは何故か？また、どのような取引が想定されるのか。

A1:適用除外電子記録移転権利は、電子記録移転権利のうち、適格機関投資家等以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること等、流通性その他の事情を勘案して発行されるものですが、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾があれば財産的価値の移転が行えることとされています。したがって、上記制約のもと取引が可能であることから、登録PTS銘柄の対象としています。なお、この場合、一般投資家を含め広く流通することが想定されていないことから、当該取扱いは自社顧客型登録PTS運営業務に限定しており、認可PTS運営業務はもとより、取次型登録PTS運営業務では取扱えませんので、ご留意ください。

【第4条の2（登録PTS運営正会員における社内規則の制定等）関係】

Q1:登録PTS運営正会員が規則第4条の2第1項に従い社内規則で定めるべき事項は何か。

A1:規則第4条の2第1号イ、第2号イ（登録PTS銘柄の適正性の審査）、第1号ハ、第2号ハ（発行体との契約）、第1号ニ、第2号ニ（適時の情報提供）、第1号ホ、第2号ホ（売買審査の実施）、第1号ヘ（価格情報の公表等）、第2号ヘ（価格情報の提供等）、第1号ト、第2号ト、チ（発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等）及び第1号リ、第2号ヌ（上場有価証券及び認可PTS銘柄との誤認防止措置）については、基本的にはそれぞれ規則に対応する規定（第6条の2から第13条）及び関連する本ガイドラインの内容を参考に定めることを想定しておりますが、その他、留意すべき事項等は以下のとおりです。

○ 第1号ロ、第2号ロ（登録PTS銘柄の取扱廃止基準）関係

登録PTS銘柄の取扱いを廃止する基準は各登録PTS運営正会員によって異なる



ものと考えられますが、例えば、発行体からの適時の情報提供や法定開示書類の内容により投資家保護上問題のある状況であることが判明した又は発行体と登録 PTS 運営正会員が規則第 7 条の規定に基づき締結した契約について重大な違反があったと登録 PTS 運営正会員が認めた等の理由により、PTS での流通が適切でなくなると判断される場合等に取扱廃止基準に該当する旨を規定することが想定されます。

また、登録 PTS 銘柄が取引所金融商品市場に上場することとなった場合、当該有価証券は本規則の対象外となることから、取引所金融商品市場に上場する前日までに登録 PTS 銘柄としての取扱いを廃止する必要があります。

なお、自社顧客型登録 PTS 運営業務における公募登録 PTS 銘柄については、発行体からの適時の情報提供や第 7 条第 2 項の規定に基づく発行体との契約は不要であることから、当該項目を取扱廃止事由から除くことが考えられます。

#### ○ 第 1 号ニ、第 2 号ニ（適時の情報提供）関係

発行体から登録 PTS 運営正会員への適時の情報提供が必要となる場合及び情報提供の内容を定めるとともに、発行体から適時の情報提供を受けた情報内容を公衆の縦覧に供する又は顧客に提供するまでのプロセスや方法について定めることを想定しております。また、登録 PTS 運営正会員に対しては、規則第 8 条の 2 第 4 項により公衆の縦覧に供した又は顧客に提供した情報の内容の適正性確保に努める義務があることを踏まえ、適正性確保の方法に関する事項を社内規則で定めることを想定しております。

#### ○ 第 1 号ト、第 2 号ト、チ（発行体への措置及び登録 PTS 銘柄の売買停止措置等）関係

発行体において適時の情報提供が行われない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合、登録 PTS 運営正会員が当該発行体に対して改善要請を行うこと、また改善要請を行ったにも関わらず、改善が見られない場合に講ずる措置の内容について、社内規則で定めることを想定しております。具体的な措置としては、例えば以下の事項が考えられます。

1. 適時の情報提供を行っていない発行体名の公表
2. 当該発行体の銘柄は適切な情報提供が行われていない可能性がある旨の投資者への注意喚起
3. 取扱廃止

また、有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況に不備その他の不適切な事項があることが判明した場合、登録 PTS 運営正会員は当該銘柄について売買停止措置を講じることやその重大さに応じて取扱廃止とすることを社内規則で定めることが適切であると考えられます。

○ 第1号又（登録 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項）関係

例えば、登録 PTS 運営業務の実施にあたっての取引のルールについて定めることなどが考えられます。

○ 第2号リ（受渡決済）関係

適用除外電子記録移転権利については、金融商品取引法の規定に基づき譲渡が制限されています。そのような一定の譲渡制限が付された適用除外電子記録移転権利を登録 PTS 銘柄に指定する登録 PTS 運営正会員は、当該適用除外電子記録移転権利の約定から受渡し・決済に至るまでのプロセス（当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾を取得する方法等）について、社内規則で定めることが想定されます。

【第5条（業務内容の公表等）関係】

Q1：登録 PTS 運営正会員が自社のウェブサイト等において公表すべき登録 PTS 運営業務の内容又は自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が登録 PTS 銘柄取引を行う顧客に対して説明すべき自社顧客型登録 PTS 運営業務の内容にはどのようなものが考えられるか。

A1：投資者が登録 PTS 銘柄の取引を行うに際し、PTS の概要、取引ルールに関する情報及び登録 PTS 銘柄の適正性が確保されていることを確認することが重要であることから、規則第5条では、登録 PTS 運営正会員の業務内容を自社のウェブサイト等

で公表することを求めています。なお、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員にあっては、登録 PTS 銘柄取引を行う顧客が自社顧客に限定されていることから、自社のウェブサイト等における公表によらず、当該顧客へ説明を行うことも認められます。

公表又は説明すべき登録 PTS 運営業務の内容としては、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(IV-4-2-1⑤ロ f) も踏まえ、例えば以下の事項が考えられます。

1. 登録 PTS 運営正会員の概要
2. 取引ルール（注文及び価格決定の方法等）
3. 登録 PTS 銘柄の適正性確保に関する事項（審査基準の概要及び審査方法等）

Q2：自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が登録 PTS 銘柄取引を行う顧客への説明の方法としてはどのような方法が考えられるか。

A2：登録 PTS 運営会員のウェブサイトにおける顧客の本人認証後の専用画面等（以下「マイページ」という。）上において説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、取引を行う前に説明することが考えられます。

#### 【第 6 条の 2（登録 PTS 銘柄の適正性審査）関係】

Q1：登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員による登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、審査の対象となる銘柄の引受主幹事を担った証券会社の審査結果等を参考にすることはできるか。

A1：規則第 6 条の 2 で定める登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、例えば当該銘柄の発行時点から PTS での取引が予定されている場合等には、発行体及び審査の対象となる銘柄の引受主幹事や募集の取扱い時に主導的な役割を担う協会員（以下「引受主幹事等」という。）の同意が得られる場合、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることもできると考えられます。ただし、その場合でも、引受けや募集の取扱いから期間が相当程度経過しており、引受主幹事等による審査結果等を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q2：登録 PTS 運営正会員による登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、募集又は私募の取扱い時等に自社が行った引受審査又はデューデリジェンス（審査等）の結果を参照することはできるか。

A2：規則第 6 条の 2 で定める登録 PTS 銘柄の適正性審査にあたり、当該銘柄の募集又は私募の取扱い時等に自社が行った審査等の結果を参照することは可能と考えられます。ただし、その場合でも、募集又は私募の取扱い時等から期間が相当程度経過しており、自社が行った審査等の結果を参考とすることが適当でない場合もあることに留意が必要です。

Q3：規則上、登録 PTS 運営正会員は銘柄ごとに審査を行うことが求められているが、既に（登録 PTS 銘柄の発行体として）審査を行ったことがある発行体の異なる有価証券を追加する場合でも、すべての項目について審査が必要か。

A3：登録 PTS 運営正会員が行う適正性の審査について、既に当該発行体について登録 PTS 銘柄を発行する者として審査したことがある場合であって、共通する審査項目について審査済みの内容に重要な変更がないことが確認できたときには、一部適正性の審査を省略・簡素化することが考えられます。

ただし、その場合でも重要な変更が行われていないことを確認した証跡などを残す必要がある点に留意すべきと考えられます。

Q4：「当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の権利移転に関する事項」（第 8 号）とは何か。

A4：例えば、以下の事項が考えられます。

1. プラットフォームのシステムリスク管理態勢等について

トークンの発行・移転が行われるプラットフォーム等（必要に応じ証券会社やプラットフォームが管理するウォレット等を含む）のシステムリスク管理態勢、サイバーセキュリティ管理体制等が整備されていることを確認することによって、登録 PTS 銘柄取引により電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を取得する顧客の権利が保護される仕組みが整備されているか、確認が必要と考えられます。

2. 登録 PTS 運営正会員における秘密鍵や発行体等が管理する権利者や権利数を電

子的に記録した帳簿の管理方法の対応可能性

電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利は、トークンの発行・移転が行われるプラットフォームや商品ごとのスキームにより権利移転の方法が異なることが想定されます。そのため、登録 PTS 銘柄取引によりプラットフォーム上のトークン移転や発行体等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿の書き換えが行われ、正常に権利が移転されるか、個別の銘柄ごとに確認が必要と考えられます。

ただし、過去に同一のプラットフォーム、スキーム及び管理方法による銘柄の適正性審査を実施している場合においては、上記 1 及び 2 に記載された事項について、過去の審査時に確認した内容から変更がないことを確認することや変更がある部分について審査することも考えられます。その場合でも、確認内容について記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

Q5：「受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況」（第 3 号）とは具体的にどのような事項を審査すればよいのか。

A5：発行体が、運用会社等及びそのグループ会社との間で、取引行為その他の資産の運用、役員の兼職等を通じて不当に利益を供与又は享受することで、受益者等の利益が不当に損なわれる状況が生じていないかを確認することが考えられます。例えば、発行体から以下の事項について確認した文書を受領する等の方法によることが考えられます。

1. 発行体と運用会社等及びそのグループ会社との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。
2. 発行体又は運用会社等と同一の企業グループに属する受益者等が自己の利益を優先することにより、他の受益者等の利益が不当に損なわれる状況にないこと。

Q6：適正性審査項目について、商品の発行スキーム等により当てはまる事項がない場合には確認は不要としてよいのか。

A6：当てはまる事項がない場合には確認は不要です。

### 【第7条（発行体との契約締結）関係】

Q1：規則第7条第2項第1号「発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に関する事項」について留意すべき事項等はあるか。

A1：発行体により登録PTS運営正会員に提供される適時の情報提供の内容及び時期に加え、発行体からの情報提供の情報内容について登録PTS運営正会員が公衆縦覧や顧客への提供を行うこと等について契約に含める必要がある点に留意が必要です。

Q2：規則第7条第2項第4号「発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨」についてどのように対応すべきか。

A2：登録PTS運営正会員と発行体との契約の条項で、運用会社等の名称及び当該運用会社等の協力を得る旨を明記する必要があります。また、発行体と運用会社等との間の契約において運用会社等が適時の情報提供に関する協力を行う態勢が整っているかを確認することや、運用会社等を含めた3者間の契約を締結することが望ましいと考えられます。

### 【第8条の2（登録PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）関係】

Q1：電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利において、規則第8条の2第1項第1号ハに該当するのはどのような場合か。

A1：例えば以下の事実が生じた場合が該当するものと考えられます。

#### 1. 発行体の決定事実

- ① 受益権又は信託の併合又は分割
- ② 資産運用に係る委託契約の締結又はその解約
- ③ 金銭の分配の決定及び優待の新設又は廃止

#### 2. 発行体の発生事実

- ① 有価証券報告書の提出遅延、有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認
- ② 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処

分

### 3. 運用会社等の決定事実又は発生事実

上記1. 又は2. の事実が当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の運用会社等において生じ、当該事実が当該発行体の運営、業務若しくは財産又は当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利に関する重要な事実として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす場合

Q2：登録PTS銘柄の発行体が上場会社等の場合において、規則第8条の2第1項及び第2項による契約で定める適時の情報提供に関する事項のうち、TDnetにおいて開示されている事項については、発行体から登録PTS運営正会員への情報提供を不要とすることはできるか。

A2：登録PTS銘柄の発行体が金融商品取引所の上場会社であって、適時の情報提供が必要な事項がTDnetにおいて開示されている場合は、当該発行体が当該情報がTDnetに掲載された旨及びその日付の連絡を登録PTS運営正会員に行うことをもって、登録PTS運営正会員への情報提供が行われたとみなして差し支えありません。

この場合、登録PTS運営正会員は自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容自体を掲載する方法に代えて、自社のウェブサイト等に当該発行体による適時の情報提供の情報内容はTDnetで閲覧できる旨を注記するとともにTDnetのトップページのURLを掲載する方法により公衆の縦覧に供する又は顧客に情報を提供することが考えられます。

Q5：規則第8条の2第1項第3号及び第2項第3号「発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限」はどのように定めればよいか。

A5：適時の情報提供の情報内容の公衆縦覧又は顧客への提供は、法令に基づく臨時報告書による開示や法令諸規則に基づく発行者情報の訂正の内容について、直ちに、投資者に情報提供が行われることを意図しています。実際の期限については商品性等の実態に応じ登録PTS運営正会員が発行体との間で取り決めるものですが、例えば毎営業日取引が可能な商品であれば、原則として情報提供が必要となる事由が生じた当日

中又は翌日中に情報提供が行われることを想定しています。

なお、上場会社等である発行体が登録 PTS 運営正会員との契約に基づき、適時の情報提供を TDnet において開示されている資料の URL により行う場合でも、上記と同様の考え方による必要がある点に留意が必要です。

Q6：登録 PTS 運営正会員は発行体による適時の情報提供の内容の適正性について、公衆の縦覧に供する又は顧客に提供する前に確認する必要があるか。

A6：規則第 8 条の 2 第 4 項の規定は、第 3 項に基づき公衆の縦覧に供した又は顧客に提供した情報について、事後的に確認することにより適正性の確保に努めることを求めるものです。ただし、登録 PTS 運営正会員が情報提供の内容の適正性について、事前に発行体から相談を受けること又は確認をすることを妨げるものではありません。

Q7：発行体の親法人等が上場会社である場合、発行体による適時の情報提供及び登録 PTS 運営正会員による公衆縦覧又は顧客への情報提供に当たり、留意すべき点はあるか。

A7：発行体による適時の情報提供の内容が上場会社である親法人等の重要事実該当する場合には、当該親法人等からの公表が行われたことを確認のうえ、登録 PTS 運営正会員による公衆縦覧又は顧客への情報提供が行われるよう留意すべきであると考えられます。

Q8：登録 PTS 運営正会員における公衆縦覧又は顧客への情報提供の期間はどのように考えればよいか。

A8：商品性や取引の実態に応じた適切な期間を設定いただく必要があります。なお、取引不可能な期間がある銘柄については、投資者への情報提供の観点からは、当該取引不可能期間よりも長い期間を設ける必要があると考えられます。

Q9：規則第 8 条の 2 第 3 項による公衆縦覧又は顧客への情報提供は、登録 PTS 運営正会員のウェブサイト以外で行うことも可能か。

A9：規則第 8 条の 2 第 3 項に規定する「自社のウェブサイトに掲載する方法その他のイ



インターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）は自社のウェブサイトに掲載する方法のみに限定されませんが、投資者の利便性の観点から、一覧性をもたせたうえでアクセスしやすい場所とすることが必要です。また、自社のウェブサイト以外に掲載する場合は、自社のウェブサイト上でも掲載場所を案内することが望ましいと考えられます。

#### 【第9条の2（登録PTS銘柄の価格情報の公表等）関係】

Q1：規則第9条の2第1項に基づき取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が公表する価格情報（約定価格、最終気配及び出来高）のうち、約定価格は具体的にはどのようなものが考えられるか。また、前場・後場がある場合等にはそれぞれの価格情報を公表する必要があるか。

A1：約定価格については、いわゆる四本値（始値、終値、高値及び安値）を想定しています。一日の中で取引の時間が分かれている場合でも、公表する価格情報は営業日ごとのもので差し支えありません。なお、一日に一度のみ取引が行われる場合、その価格のみを公表することで差し支えありません。

Q2：規則第9条の2第1項に基づき取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が公表する価格情報について、取引が成立していない場合はどのような情報を公表することが考えられるか。

A2：取引が成立していない場合は、その旨を表す符号等を表示することが考えられます。また、その場合、直近の約定価格又は最終気配等を当該約定日又は当該最終気配が形成された日付とともに表示することが望ましいと考えられます。

#### 【第10条（不公正取引等の防止）関係】

Q1：規則第10条第1項第3号「他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引」はいわゆる見せ玉を指すのか。

A1：いわゆる見せ玉を指します。「買付け又は売付けを行う等の取引」には注文の取消しや変更も含む点に留意してください。

Q2：規則第10条第2項「認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引」は、どのような取引を想定しているのか。

A2：例えば、市況の変動又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生等がないにも関わらず、当該認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の通常の取引状況に鑑みて過当とみられる数量・頻度であって、市場の秩序を害すると認められるような取引が想定されます。

なお、通常売買が成立していない銘柄について、取引が発生したことをもって過当と判断するという趣旨ではありません。

#### 【第11条（売買審査の実施）関係】

Q1：登録PTS運営正会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合に講じる適切な措置として、どのようなことが考えられるか。

A1：登録PTS運営正会員は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（IV－4－2－1⑤ロb iii）において、売買等の審査を行った結果、取引の公正を害し、又は、害するおそれがあると認識した場合は、当該取引を行った顧客に対する注意喚起、当該顧客の私設取引システムにおける取引の停止その他の適切な措置及び、当該認識した内容に関する証券取引等監視委員会及び本協会への報告を行うこととされていることを踏まえ、適切な措置を講じる必要があります。

#### 【第12条（売買停止措置）関係】

Q1：登録PTS運営正会員はどのような場合に売買停止を行う必要があるか。

A1：登録PTS運営正会員は、社内規則に基づき、適切に売買停止措置を講じる必要がありますが、例えば以下の場合については売買停止措置が必要と考えられます。

1. 登録PTS銘柄又はその発行体等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は登録PTS運営正会員が当該情報の内容を周知させる必要があると

認める場合

2. 発行体の有価証券報告書や半期報告書等の法定開示書類の提出状況等について、不備その他の不適切な事項があることが判明した場合
3. 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合
4. 売買システムの稼働に支障が生じたとき、プラットフォームのシステムの稼働に支障が生じたとき、登録 PTS 運営業務に係る登録 PTS 運営正会員の施設に支障が生じたとき等において、売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
5. 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

**【第 13 条（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】**

Q1：規則第 13 条第 3 項に関し、登録 PTS 運営正会員はどのように対応することが考えられるか。

A1：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではないことを明示したうえで、例えば、登録 PTS 運営会員が取引の対象としている上場有価証券と登録 PTS 銘柄で情報の掲載ページを分け、①登録 PTS については、認可 PTS において求められている一部の要件（資本金、システムの二重化等）が法令上求められていない又は緩和されていること、②上場有価証券と異なり登録 PTS 運営会員による審査を経て取扱銘柄とされるものであること、③上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること、④自社顧客型登録 PTS 運営業務における公募登録 PTS 銘柄は、臨時報告書以外に適時の情報提供が行われないこと等について注意書きを付すといった対応が望ましいと考えられます。また、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に対して行う説明の方法については、顧客のマイページ上において説明ページを設けることや、書面や電磁的方法等を用い、顧客が取引を行う前に上記の内容について適切に理解できるよう説明することが考えられます。

Q2：規則第 13 条第 4 項に関し、登録 PTS 取引正会員はどのように説明を行うことが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。

A2：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではない旨を記載した契約締結前交付書面等により説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前交付書面の交付を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、前記 A1 の①～④の登録 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前交付書面に記載する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

**【第 14 条（取引公正性の確保）関係】**

Q1：顧客との間で直接取引を行った登録 PTS 運営会員は、取引価格の算定方法等について、顧客に説明する必要があるか。

A1：顧客との間で直接取引を行った登録 PTS 運営会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、書面や電磁的方法等を用い、その概要について説明することが適切と考えられます。

**【第 15 条（認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用）関係】**

Q1：「登録 PTS 運営業務のうち、登録 PTS 取引正会員による媒介等が行われない取引を行う」とは、どのような場合を想定しているか。

A1：例えば、取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が登録 PTS 取引正会員ではない機関投資家からの注文を直接受託する場合等を想定しています。

以 上